

川崎町第4期障がい者計画 第7期障がい福祉計画 第3期障がい児福祉計画



令和6年3月

川崎町

はじめに



我が国における障がい者施策は、障がいのある方が地域で生活していけるよう、就労支援や相談支援の体制強化、障がい者やその家族の高齢化への対応、発達障がいを含む障がい児の支援体制の構築等、様々な整備を末端の市町村に求めています。

近年は、高齢者の増加に伴い、障害のある人が親亡き後にどのように過ごしていくかが大きな課題となっています。

一方で、発達障がい関係の相談件数が増加し、ライフステージに応じた切れ目のない支援を、障がいのある方だけでなく、その家族に対しても行うことが必要になっています。さらには、難病患者や医療的ケア児に対し、適切な医療を提供し療育生活を支援していく事も求められています。

このような多様な課題を抱えた障がい者を地域全体で支えていくために、川崎町では、障害者基本法に基づく「障がい福祉計画」、平成30年度からは新たに児童福祉法に基づく「障がい児福祉計画」を策定し、各種障がい者支援の充実に取り組んでまいりました。障害者基本法では、すべての人が障害の有無によって分け隔てられることなく、お互いに尊重しあいながらともに生きていける社会を実現することが謳われています。障がいのある人が住み慣れた地域の中で自立した生活ができる地域社会づくりを推進するとともに、平成28年より施行されている障害者差別解消法を基に、障がい者が社会の中で出会う困りごとを取り除き、さらに住みよい町づくりをこれまで以上に進めていかねばなりません。

この「川崎町第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」においては、これまでを継承して進めるとともに、障がいのある方が住み慣れた地域で過ごし続けられるよう一層の支援の充実を図り、障害のある方もない方も共に前に歩いて行ける「共生社会」の実現を目指してまいりますので、町民の皆さまのより一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、この計画策定にあたりまして、ご協力いただきました関係各位に心から感謝申し上げます。

令和6年3月

川崎町長 小山 修 作

◆◆目 次◆◆

第1章 計画の概要	
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 法令の根拠	2
第3節 計画の性格・位置づけ	3
第4節 計画の対象	4
第5節 計画の期間	4
第6節 障害保健福祉圏域	4
第2章 障がい者を取り巻く状況	
第1節 人口の推移	5
第2節 障がいのある人の状況	6
第3節 障がいのある子どもの状況	10
第4節 川崎町障がい者・児に関する実態調査の概要	12
第5節 障がいのある人を取り巻く主な課題	31
第3章 計画の基本的な考え方	
第1節 計画の基本理念・目標	34
第2節 施策の基本方針	35
第3節 施策の体系	36
第4章 第4期障がい者計画	
第1節 保健・医療の充実	38
第2節 障がい児保育・教育の充実	40
第3節 就労・社会参加に向けた支援の充実	42
第4節 地域福祉の推進	45
第5節 生活環境の整備	48
第5章 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画	
第1節 計画の基本理念と考え方	51
第2節 前計画における成果目標の達成状況	53
第3節 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画における 成果目標	57
第4節 障がい福祉サービスの充実	65
第5節 地域生活支援事業	73



第6節	第3期障がい児福祉計画	79
第7節	地域自立支援協議会	83
第8節	虐待防止への取り組み	83
第6章 計画の推進		
第1節	計画の推進体制	84
第2節	計画の進行管理と評価	85
資料編		
1	仙南地域自立支援協議会組織図	86
2	川崎町第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画策定委員会設置要綱	87
3	川崎町第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画策定委員会関係者名簿	88
4	用語解説	89



第1章 計画の概要

第1節 計画策定の趣旨

近年の障がい^{※1}のある人を取り巻く状況は、障がいのある人の自立支援、社会参加に向けた施策が総合的に進められていくなかで、障がいを理由とする差別の解消、雇用・就労の促進施策、障がいのある人の情報アクセシビリティ^{※2}の向上など多岐にわたる施策が推進されてきています。

川崎町においては、人口の減少と高齢化に伴い、障がいのある人やその家族の高齢化が進み、障がいの重度化や「親なき後」を見すえ、障がいのある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築が求められています。

また、障がいのある人やその家族による相談も複合化・多様化し、介護分野などを含めた関係機関の連携・協力による包括的な相談対応や、日常生活や社会生活全般にわたるきめ細かな支援、さらに、障がいのある児童については、地域の母子保健、福祉、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、障がいのある児童とその家族に対し、乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援を提供する地域支援体制の構築が求められています。

令和3年に策定した「第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」においては、令和5年度を最終目標年次とした具体的な数値目標や、障がい福祉サービス等の見込み量を設定し、障がいのある人や児童の地域生活を支えるサービス提供体制の確立に努めてきました。

これらの計画が令和5年度で終了することから、障がい者施策をめぐる最近の動向や、川崎町の障がいのある人を取り巻く現状、これまでの取り組みの成果と課題を踏まえ、今後の障がい者施策の方向性を定めるための新たな計画として、本計画を策定することになりました。

本計画は、行政と町民、関係団体、関係機関が一体となって推進するための指針として策定したものであり、本計画の着実な推進によって障がいのある人の地域生活支援をより一層充実するとともに、障がいの有無にかかわらず自分らしく生きることのできる社会の実現を目指していくための計画として策定したものです。

※1 本文中の「障害」の「害」は、法律・政令、固有名称などで定められている表記については「害」を使用していますが、それ以外の部分についてはひらがな表記の「がい」で統一しています。

※2 パソコン等での情報関連のハード、ソフト、サービスなどを、高齢者や障がいのある人を含む多くの利用者が不自由なく利用できること。

第2節 法令の根拠

当町の障がい者計画は、障害者基本法（第11条第3項）に基づく、障がい者のための施策に関する基本的な事項を定めた「市町村障害者計画」であり、障がい福祉計画は、障害者総合支援法（第88条第1項）に基づく、障がい福祉サービス等の提供体制の確保に関する「市町村障害福祉計画」です。

また、障がい児福祉計画は、児童福祉法（第33条の20）に規定する障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する「市町村障害児福祉計画」として位置づけられます。

◇障害者基本法（抜粋）

（障害者基本計画等）

第11条（略）

2（略）

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

◇障害者総合支援法（抜粋）

（市町村障害福祉計画）

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

◇児童福祉法（抜粋）

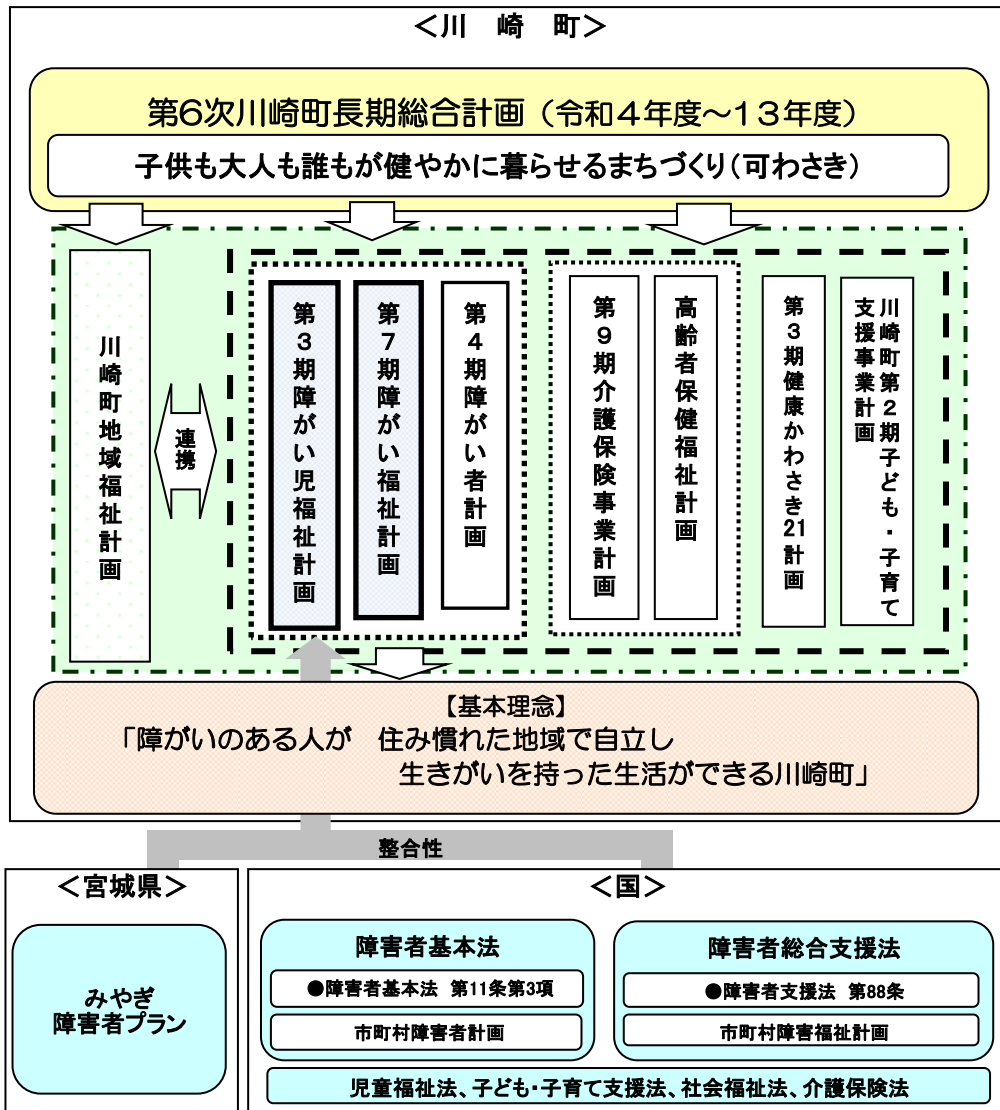
第9節 障害児福祉計画

第33条の20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

第3節 計画の性格・位置づけ

本計画は、国の「障害者基本計画」や県の「みやぎ障害者プラン」を踏まえるとともに、町の上位計画である「第6次川崎町長期総合計画」の将来像「かわさき 誰もが主役になれるまち」の実現をめざして、保健福祉分野の基本方針の「子ども大人も誰もが健やかに暮らせるまちづくり」を基に障がい者福祉に関する具体的な部門別計画として位置づけ、町の関連計画との整合・調整を図りながら策定したものです。

■計画の相関関係



第4節 計画の対象

本計画で対象とする障がいのある人とは、障害者基本法に基づく「身体障害、知的障害、精神障害があるため日常生活または社会生活に相当な制限を受ける人」また、同法改正の際の付帯決議にある「難病等に起因する身体または精神上の障害を有する人であって、継続的に生活上の支障がある人」ならびに、発達障害者支援法の規定に基づく「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害のある人」とします。

なお、障害者権利条約の趣旨に鑑み、あらゆる障がいを有する人を含みます。

第5節 計画の期間

本計画は、「第4期障がい者計画」が令和3年度から令和8年度までの6か年間と「第7期障がい福祉計画」及び「第3期障がい児計画」が令和6年度から令和8年度までの3か年間の計画期間とします。ただし、法改正等の国の動向その他社会経済状況の変化に対応し、必要に応じて見直しを行います。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
川崎町第4期障がい者計画 (令和3年度～令和8年度)						川崎町第5期障がい者計画 (令和9年度～令和14年度)		
第6期障がい福祉計画 (令和3年度～令和5年度)			第7期障がい福祉計画 (令和6年度～令和8年度)			第8期障がい福祉計画 (令和9年度～11年度)		
第2期障がい児福祉計画 (令和3年度～令和5年度)			第3期障がい児福祉計画 (令和6年度～令和8年度)			第4期障がい児福祉計画 (令和9年度～11年度)		

第6節 障害保健福祉圏域

広域的に利用される障がい福祉サービスの提供体制を整備するため、宮城県では、「障害保健福祉圏域」を設定しています。

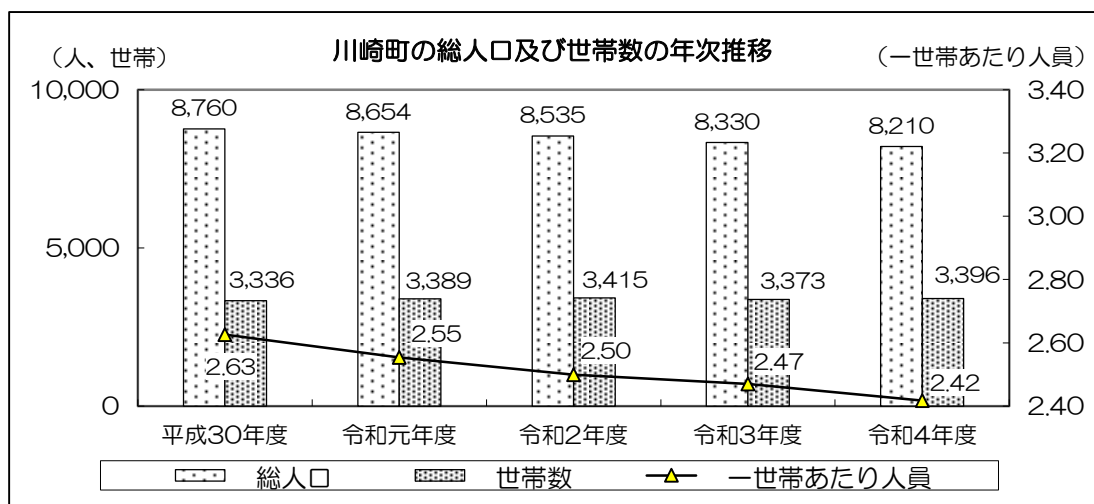
川崎町は、白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町の2市7町で構成されている「仙南地域障害保健福祉地域」に属しており、「圏域ビジョン」（障害保健福祉圏域ごとの障がい福祉サービスの基盤整備の方針）を踏まえつつ、周辺市町との連携のもとでサービスの充実に努めます。

第2章 障がい者を取り巻く状況

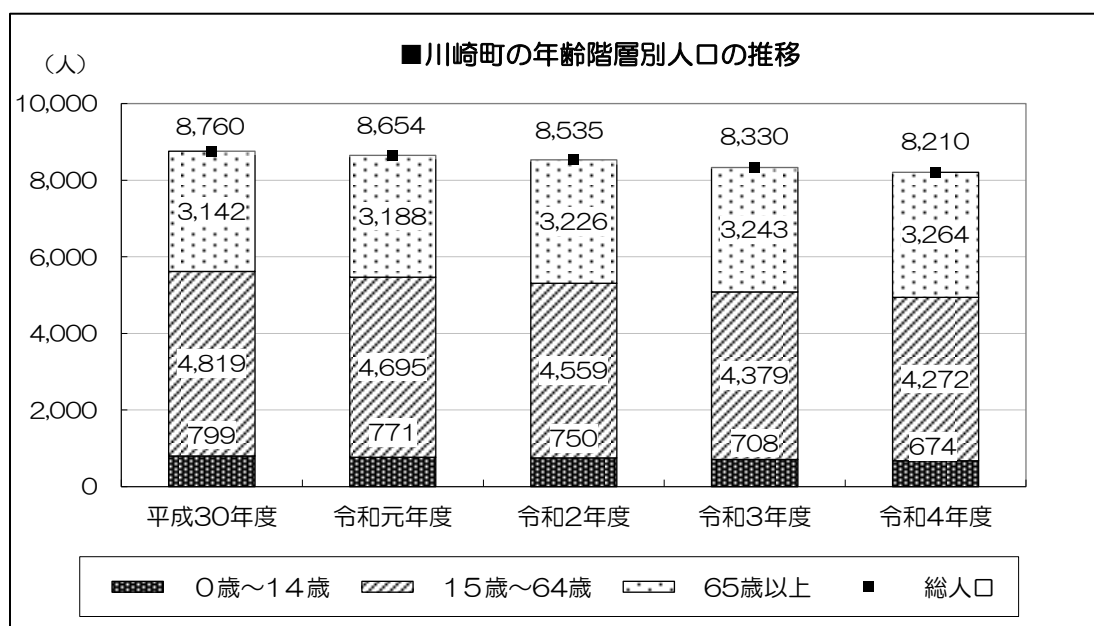
第1節 人口の推移

町の総人口は減少傾向にあり、令和4年度末現在で8,210人となっています。一方で、世帯数は3,396世帯と増加し、一世帯あたり人員が2.42人まで減少しています。

年齢3区分別では、令和4年度末で0～14歳（年少人口）が674人、15～64歳（生産年齢人口）が4,272人にまで減少している一方で、65歳以上（高齢者人口）は3,264人と微増傾向にあり、65歳以上が総人口に占める割合は39.8%とほぼ4割に達しています。



資料：住民基本台帳、宮城県統計資料（各年度末現在）



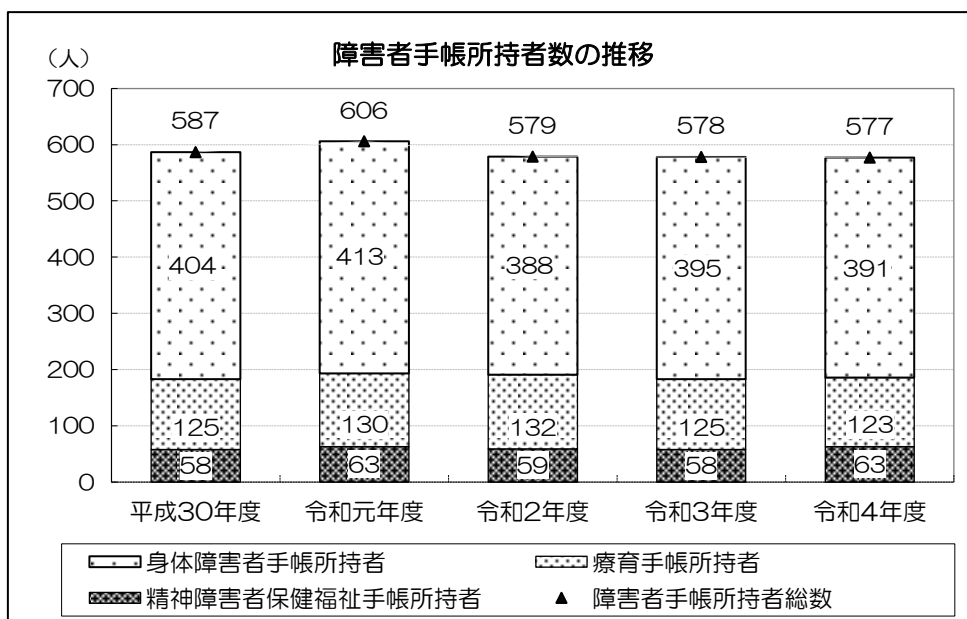
資料：住民基本台帳、宮城県統計資料

第2節 障がいのある人の状況

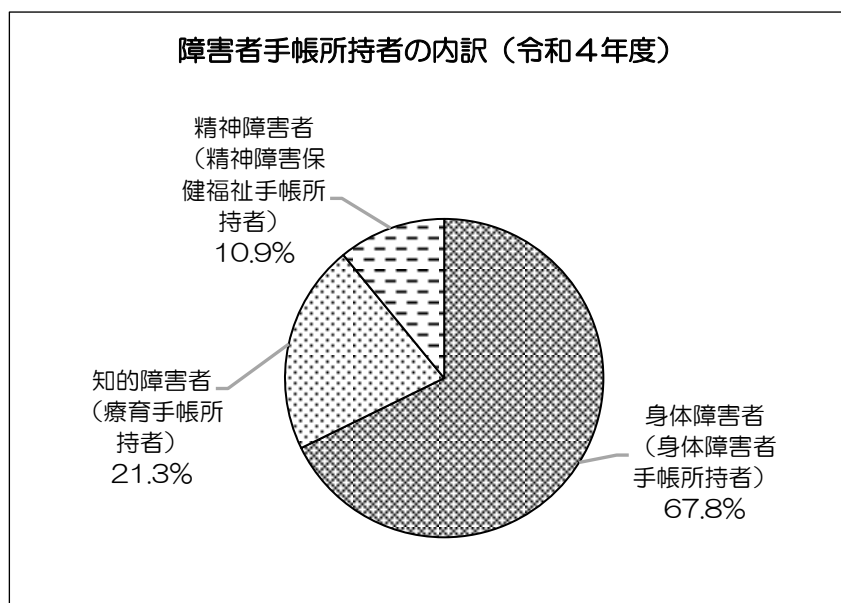
1 障害者手帳所持者数の推移

町の障害者手帳所持者数は、令和4年度現在 577 人で、近年では横ばい、もしくはやや減少傾向にあります。その内訳は身体障害者手帳所持者が 391 人（67.8%）で全体の約7割、療育手帳所持者が 123 人（21.3%）で約2割、精神障害者保健福祉手帳所持者が 63 人（10.9%）で約1割となっています。

平成 30 年度からの推移をみると、身体障害者手帳所持者が減少している一方で、療育手帳所持者は横ばい、精神障害者保健福祉手帳所持者は増加の傾向にあります。



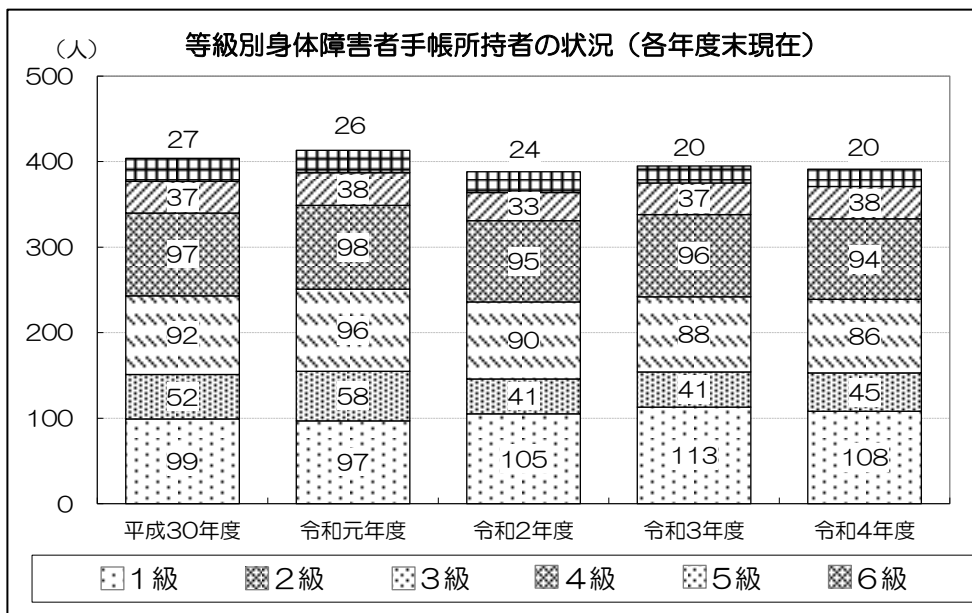
資料：保健福祉課（各年度末現在）



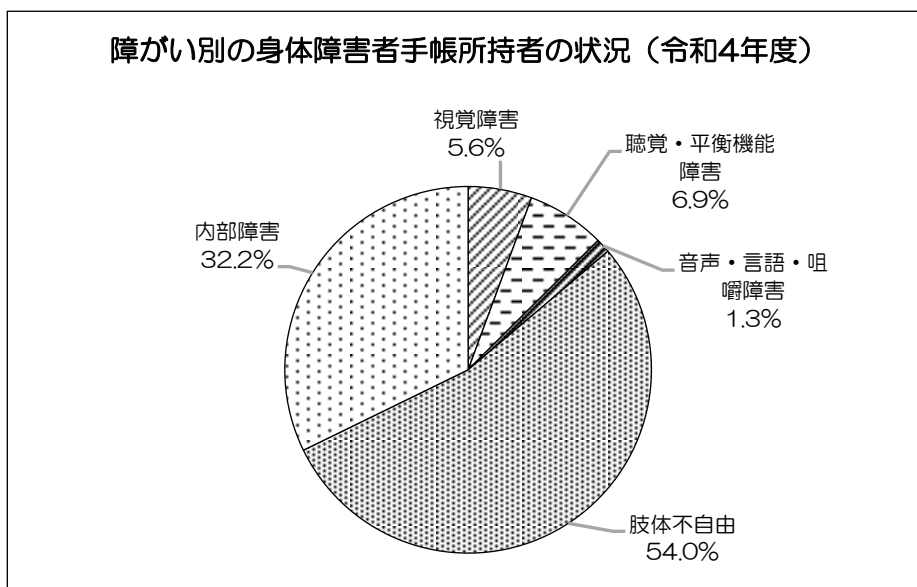
2 身体障がいのある人の状況

身体障害者手帳所持者の等級^{※3}別状況では、令和4年度末現在で「1級」が108人(27.6%)で最も多く、次いで「4級」が94人(24.1%)、「3級」が86人(22.0%)の順となっています。

また、身体障害者手帳所持者の障がい種別状況をみると、令和4年度末現在で「肢体不自由」が54.0%で半数以上、次いで「内部障害」が32.2%とこの両者で約9割を占め、「聴覚・平衡機能障害」が6.9%、「視覚障害」が5.6%、「音声・言語・咀嚼障害」が1.3%となっています。



資料：保健福祉課（各年度末現在）

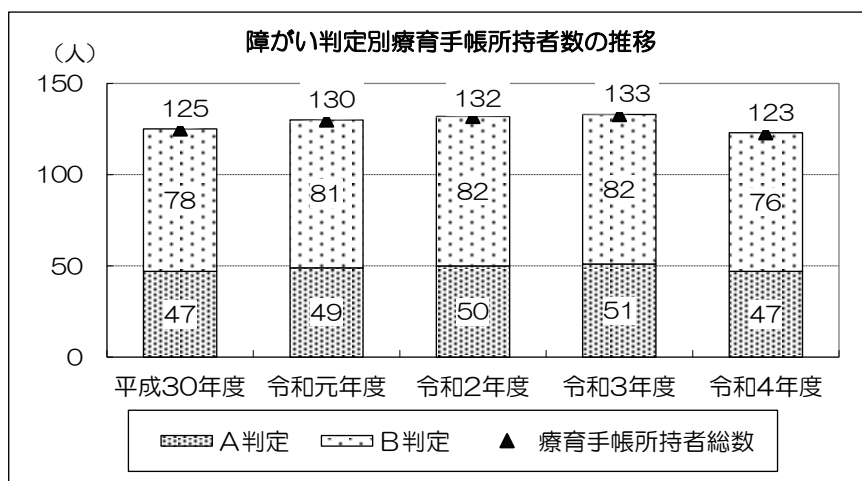


※3 身体障害者手帳の等級は、1級～7級に分類されています。等級は障害の程度を計るための基準であり、1級に近づくほど障害程度が重くなります。

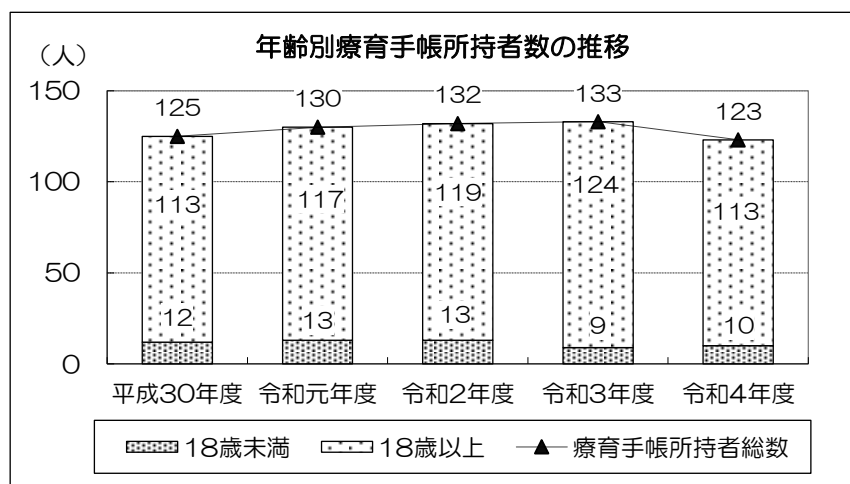
3 知的障がいのある人の状況

療育手帳所持者の判定^{※4}別状況では、令和4年度末現在で「A判定」が47人(38.2%)に対して、「B判定」が76人(61.8%)となっています。

また、年齢別の状況では、「18歳未満」が1割未満で、「18歳以上」が9割以上となっています。



資料：保健福祉課（各年度末現在）



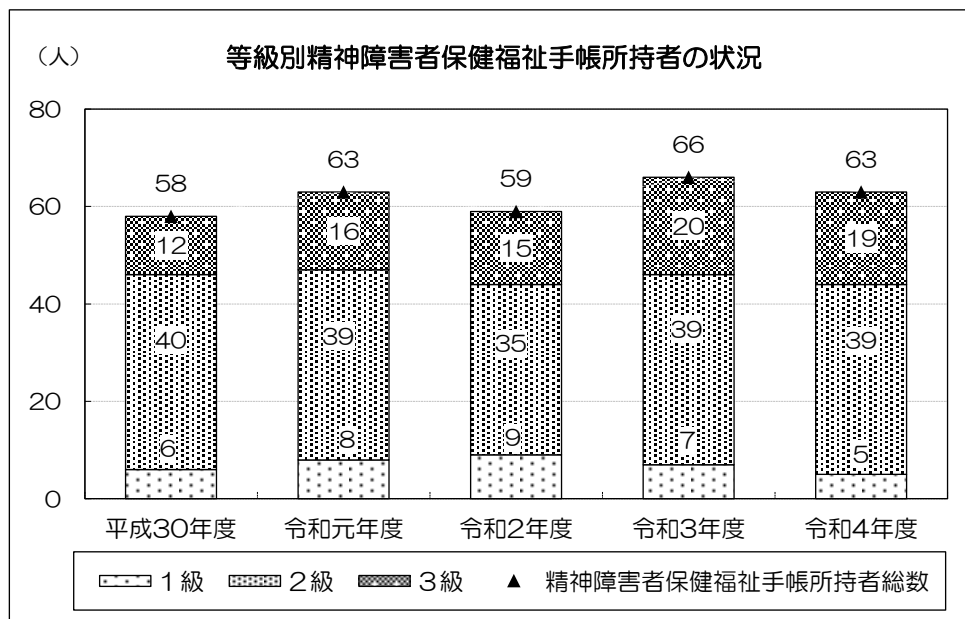
資料：保健福祉課（各年度末現在）

※4 療育手帳の等級は、一般的に障がいの程度により「A（重度）」、「B（それ以外）」に区分されている。

4 精神障がいのある人の状況

(1) 精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別状況

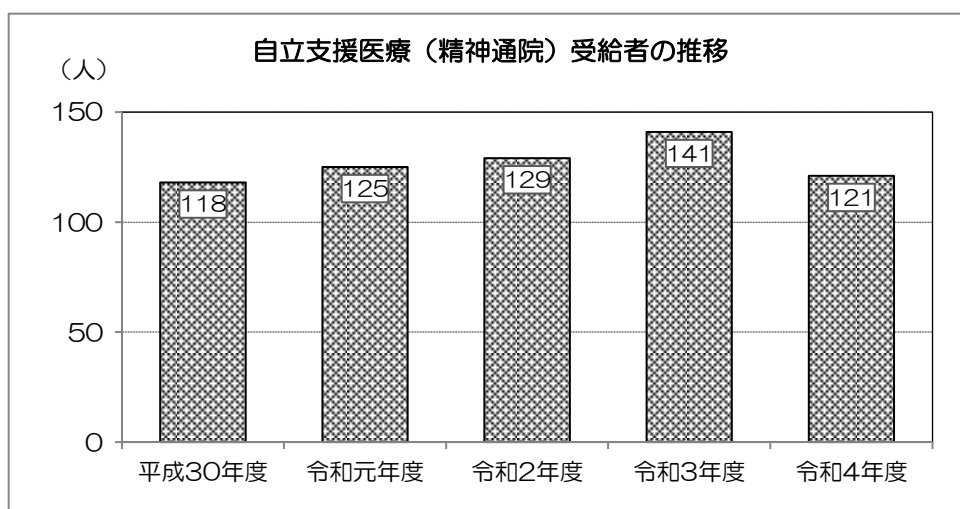
精神障害者保健福祉手帳所持者の等級^{※5}別状況では、令和4年度末現在で「1級」が5人(7.9%)、「2級」が39人(61.9%)で最も多く、「3級」が19人(30.2%)となっています。



資料：保健福祉課（各年度末現在）

(2) 自立支援医療（精神通院）受給者の推移

自立支援医療（精神通院）受給者は、令和4年度現在で121人となっています。



資料：保健福祉課（各年度末現在）

※5 精神障害者保健福祉手帳の等級は「1級」から「3級」まであり、「1級」になるにつれ程度が重くなる。

第3節 障がいのある子どもの状況

1 乳幼児健診での要経過観察児等の状況

令和4年度における乳幼児健康診査で、発達の遅れなどで要経過観察となった幼児は、下記のとおりとなっています。

■令和4年度要経過観察者（発達）

（単位：人）

要経過観察者数	1歳6か月児		2歳6か月児		3歳6か月児	
	受診者	経過観察者	受診者	経過観察者	受診者	経過観察者
	44	3	40	7	37	6

資料：保健福祉課

2 子ども・子育て支援における障がい児受け入れの状況

川崎町認定こども園・幼稚園における障がい児の受け入れ数については、令和4年度現在で1人となっています。

■令和4年度川崎町認定こども園・幼稚園の障がい児受け入れ人数

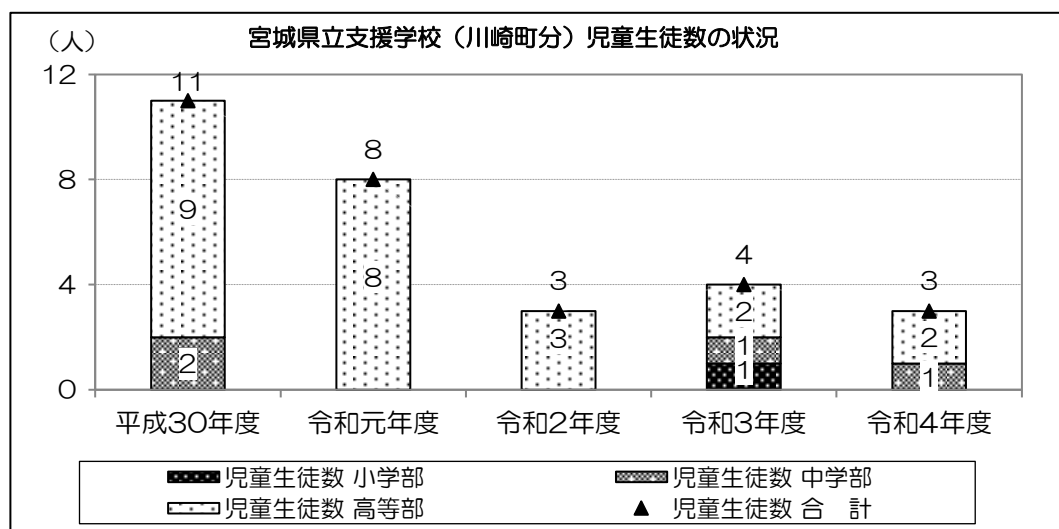
	障がい児受け入れ人数						
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
認定こども園かわさきこども園	0	0	0	0	1	0	1
富岡幼稚園	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	1	0	1

資料：川崎町教育委員会（年度末現在）

2 障がいのある子どもの通学状況

宮城県立支援学校に在籍する児童生徒数（川崎町分）については、平成30年度の11人をピークに減少を続け、令和4年度では中学部1人、高等部2人の合計3人となっています。

また、町内の特別支援学級の在籍者数は、令和4年度現在で小学校が16人、中学校が8人と年々増加傾向となっています。



資料：岩沼高等学園（本校・川崎キャンパス）、名取支援学校、川崎町教育委員会（各年4月1日現在）

■町内の特別支援学級及び在籍者数等

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小学校	学級数（クラス）	5	6	6	5	7
	在学者数（人）	5	7	11	10	16
中学校	学級数（クラス）	3	3	3	4	4
	在学者数（人）	6	4	4	8	8
通級指導教室利用者	小学校（人）	1	0	0	0	0
	中学校（人）	0	0	0	0	0

資料：川崎町教育委員会（各年度末現在）

第4節 川崎町障がい者・児に関する実態調査の概要

1 アンケート調査結果の概要

本調査は、川崎町において障がいのあるなしに関わらず暮らしやすいまちづくりを進めていくために、障がいのある方の生活の変化やご意見、ご要望など障がいのある方の現状を把握し、様々なニーズに対応した施策を推進するための基本資料として活用することを目的に実施しました。

<調査方法>

■調査地域：川崎町全域

■調査対象及び対象数

(1) 身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、自立支援医療受給者、障害福祉サービス利用者：527人

■抽出方法：全数調査

■調査方法：郵送による配布・回収

■調査期間：令和5年9月～10月

■調査実施：川崎町 保健福祉課

<調査票回収結果>

調査対象 配布数 回収数 回収率

調査対象	配布数	回収数	回収率
川崎町住民	527人	231人	43.8%

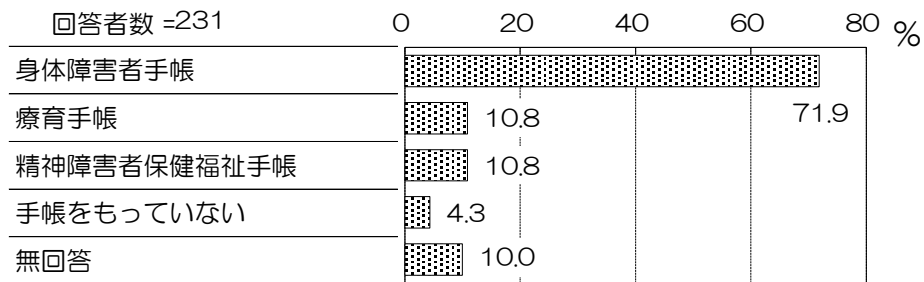
<調査結果の見方>

- 百分比は回答総数を100%として算出し、小数第2位を四捨五入して小数第1位まで示しています。このため、百分比の合計が100%に満たない場合や上回る場合があります。
- 図表中のnは該当質問での回答者総数を表します。SA(シングルアンサー・単数回答)は回答が1つのみ、MA(マルチプルアンサー・複数回答)は回答が複数であることを表しています。また、MA(マルチプルアンサー・複数回答)の場合、合計比率は100%を超える場合があります。
- 図表(クロス集計)によっては「無回答」の表示を省略している場合があります。

(1) 回答者の手帳の種類

お持ちの手帳の種類では、「身体障害者手帳」が71.9%と最も高く、次いで「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」のそれぞれが10.8%となっており、また「手帳をもっていない」が4.3%となっています。

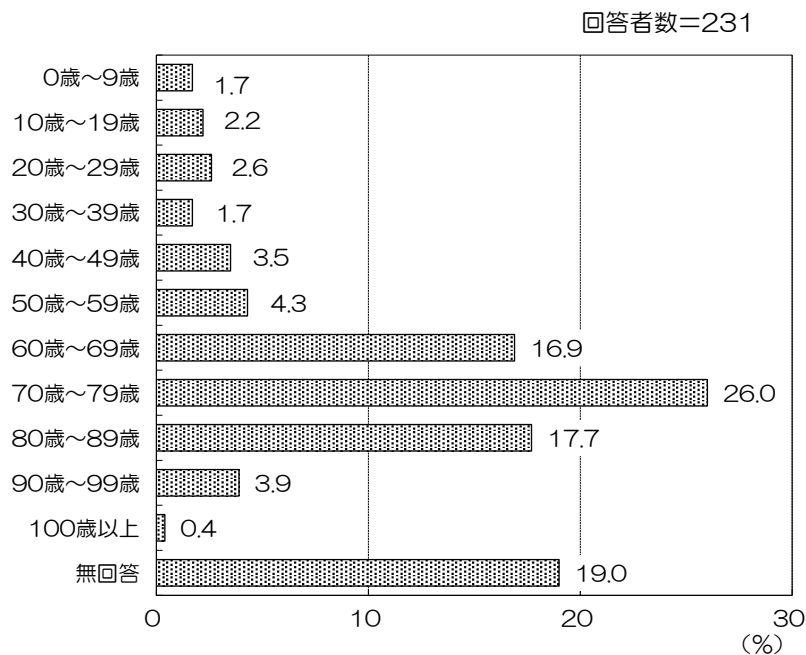
このうち、身体障害者手帳と療育手帳を同時に所持している方が3名、身体障害者手帳療と精神障害者保健福祉手帳を同時に所持している方が3名などとなっています。



(2) 回答者の年齢

年齢は、「70歳～79歳」が26.0%、「80歳～89歳」が17.7%、「60歳～69歳」が16.9%、「50歳～59歳」が4.3%、「90歳～99歳」が3.9%、「40歳～49歳」が3.5%、「20歳～29歳」が2.6%、「10歳～19歳」が2.2%、「30歳～39歳」が1.7%、「歳0～9歳」が1.7%となっています。

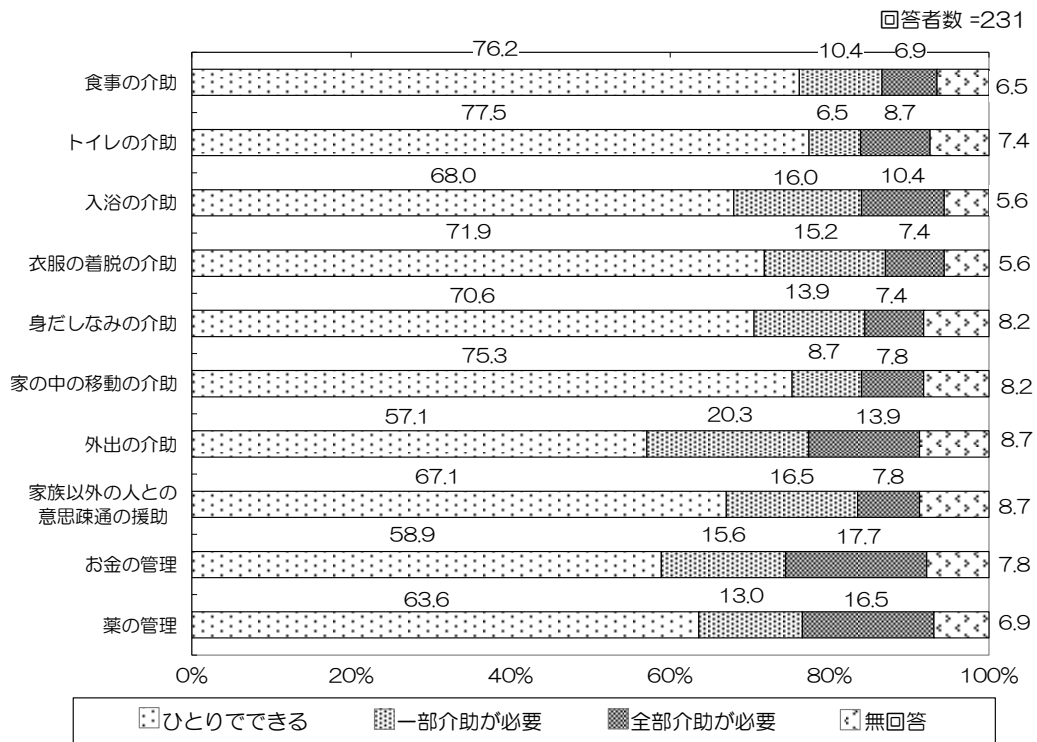
6割以上の方が、60歳以上であることが示されました。



(3) 日常生活でしていること

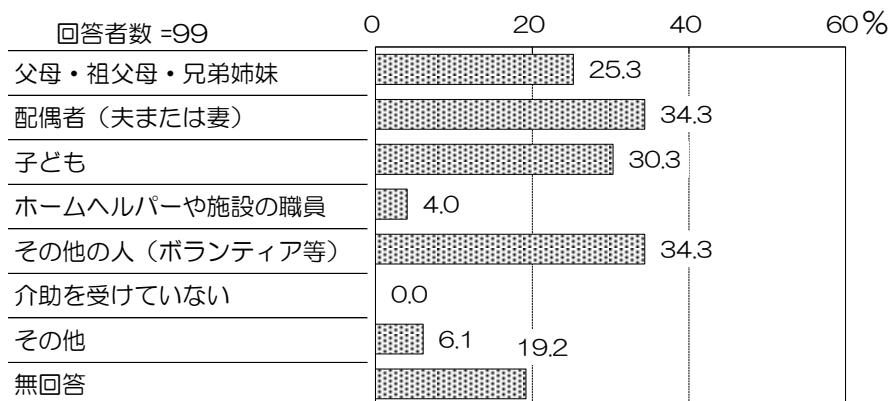
日常生活の介助の状況で、『トイレの介助』を「ひとりでできる」と回答した方が77.5%、『外出の介助』を「一部介助が必要」と回答した方が20.3%、『お金の管理』を「全部介助が必要」と回答した方が17.7%と、それぞれ最も高くなっています。

約5～7割以上の方が、それぞれの項目について「ひとりでできる」ことが示されました。



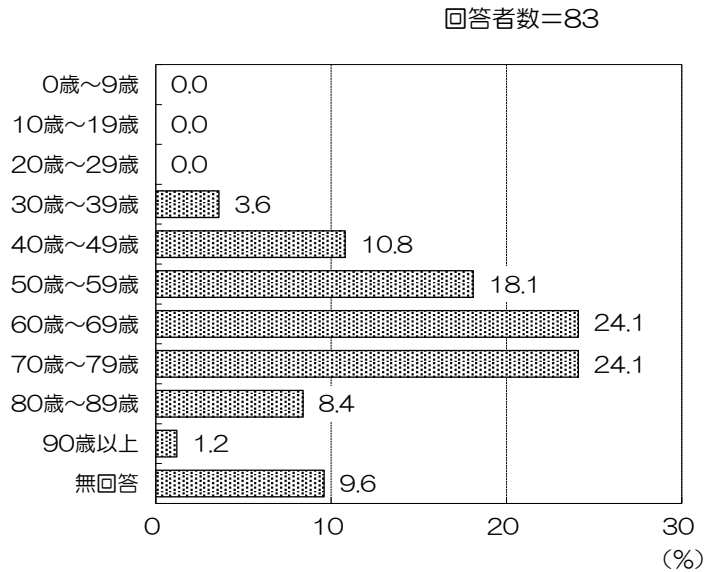
(4) 主な介助者

日常生活の介助のなかで『一部介助が必要』『全部介助が必要』と回答した方で主に介助している人は、「配偶者（夫または妻）」「その他の人」のそれぞれが34.3%、「子ども」が30.3%、「父母・祖父母・兄弟姉妹」が25.3%などとなっています。



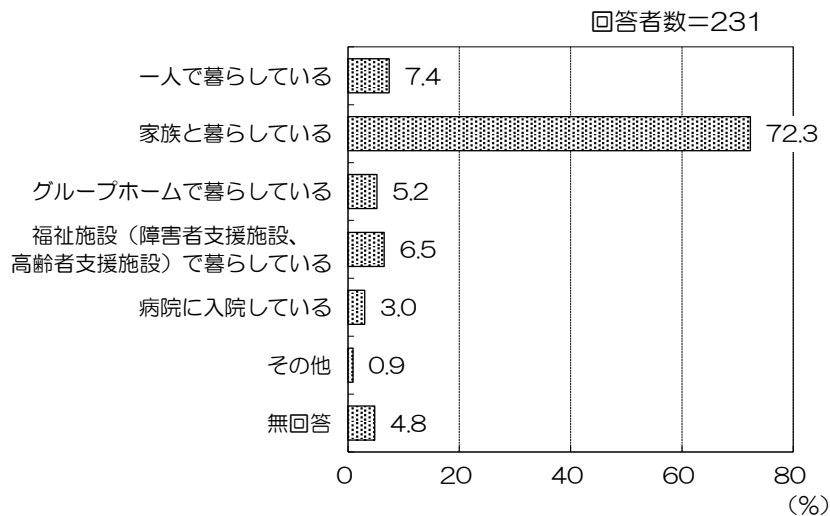
(5) 介助者の年齢

『父母・祖父母・兄弟姉妹』『配偶者（夫または妻）』『子ども』と回答した方の介助してくれる人の年齢は、「60歳～69歳」「70歳～79歳」のそれぞれが24.1%、次いで「50歳～59歳」が18.1%、「40歳～49歳」が10.8%、「80歳～89歳」が8.4%となっています。半数以上の方が、60歳以上であることが示されました。



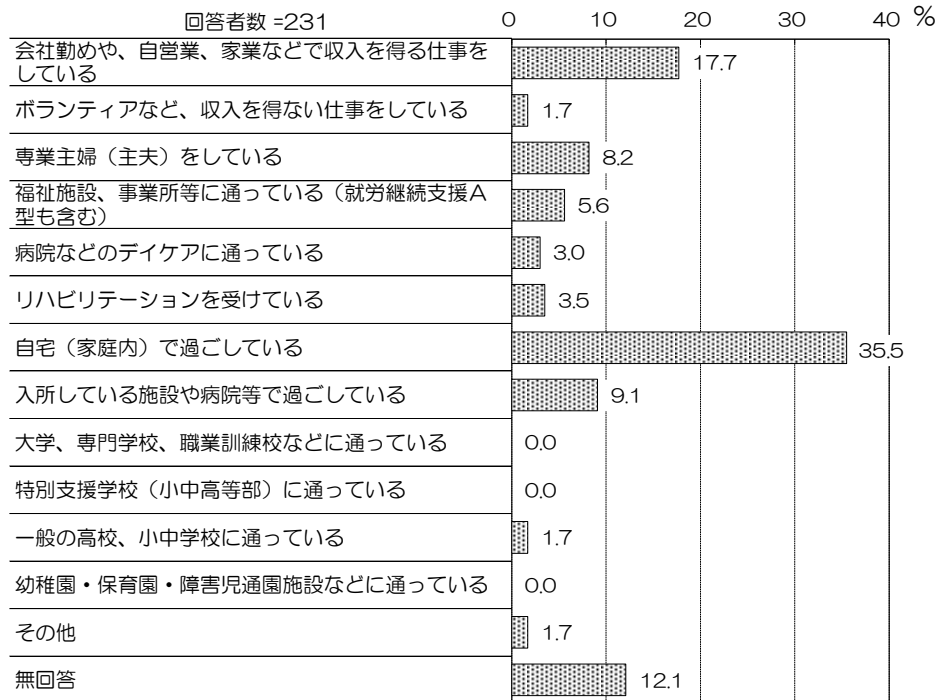
(6) 現在の暮らし

現在の暮らしでは、「家族と暮らしている」が72.3%と最も高く、次いで「一人で暮らしている」が7.4%、「福祉施設（障害者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしている」が6.5%、「グループホームで暮らしている」が5.2%、「病院に入院している」が3.0%、「その他」が0.9%、「無回答」が4.8%となっています。



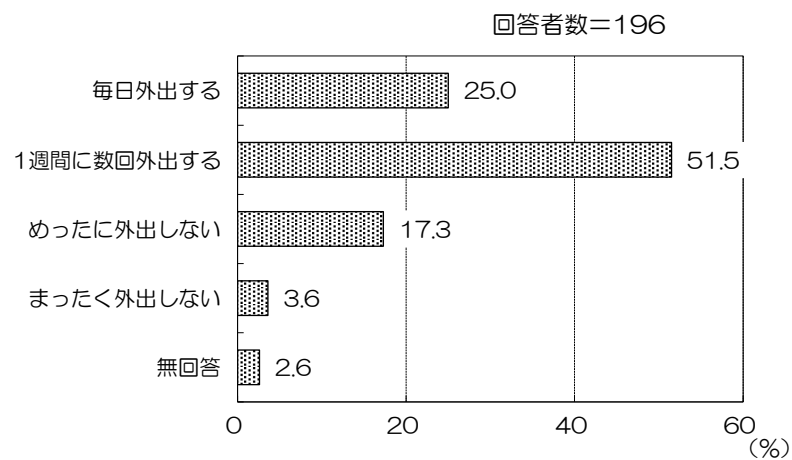
(7) 平日の日中の過ごし方

平日の日中の過ごし方では、「自宅（家庭内）で過ごしている」が35.5%と最も高く、次いで「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得る仕事をしている」が17.7%、「入所している施設や病院等で過ごしている」が9.1%となっています。



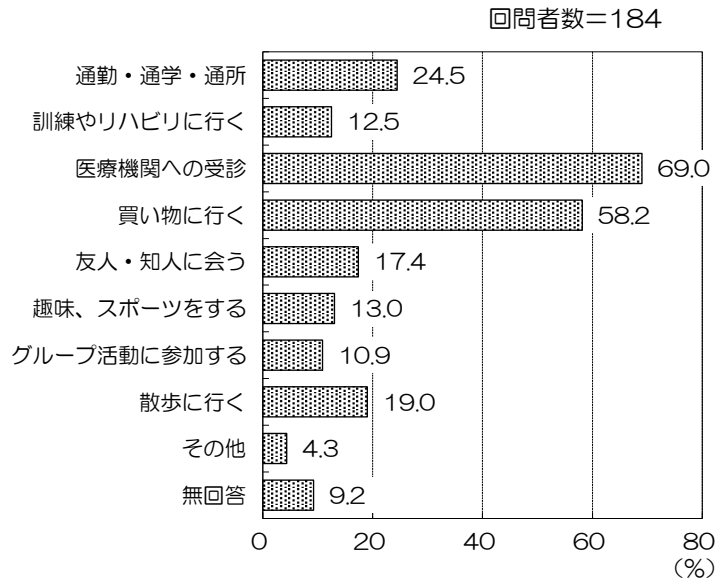
(8) 外出の頻度

外出頻度は、「1週間に数回外出する」が51.5%、「毎日外出する」が25.0%、「めったに外出しない」が17.3%、「まったく外出しない」が3.6%となっています。



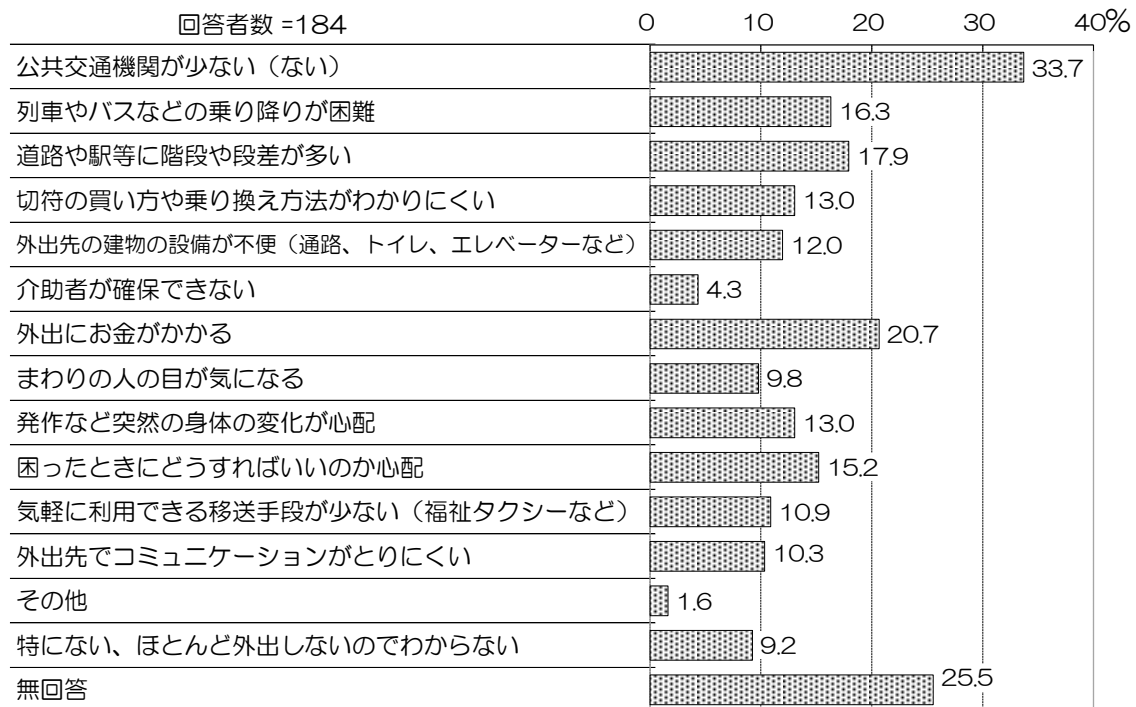
(9) 外出の目的

外出する場合の目的は、「医療機関への受診」が69.0%と最も高く、次いで「買い物に行く」が58.2%、「通勤・通学・通所」が24.5%となっています。



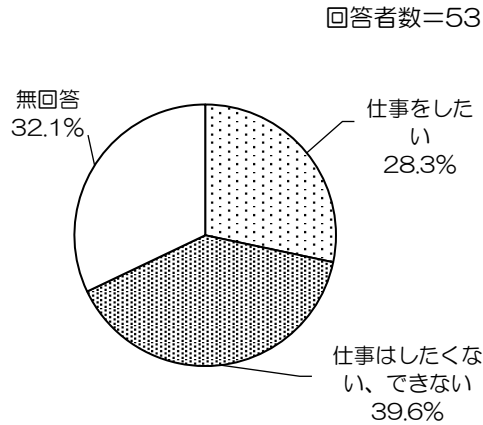
(10) 外出時に困ること

外出時に困ることでは、「公共交通機関が少ない(ない)」が33.7%、次いで「外出にお金がかかる」が20.7%、「道路や駅等に階段や段差が多い」が17.9%、「列車やバスなどの乗り降りが困難」が16.3%となっています。



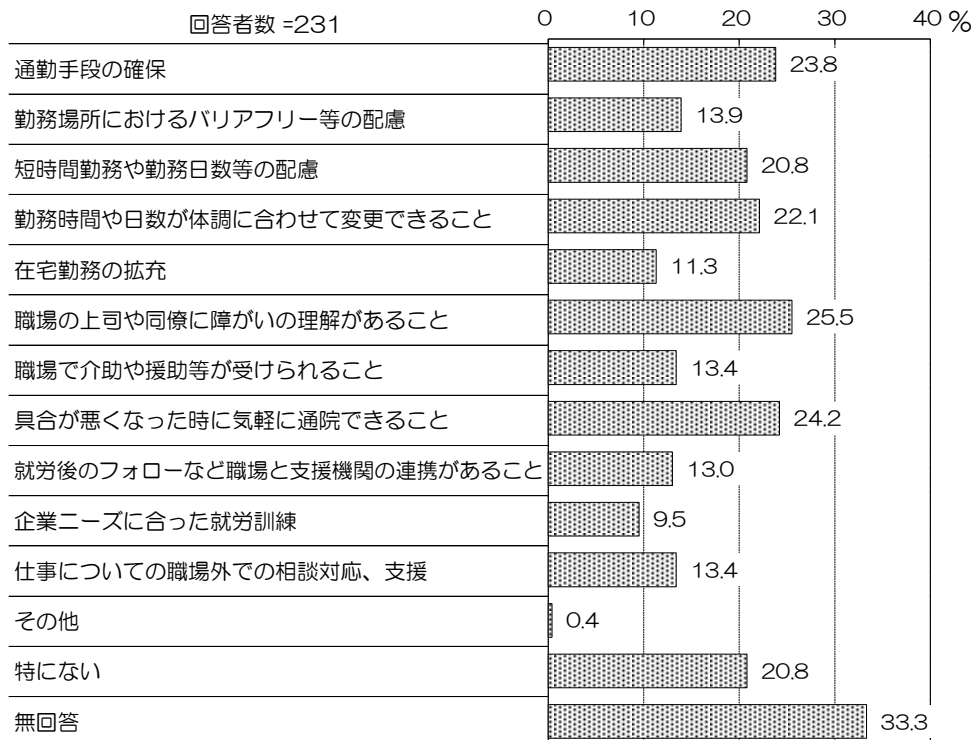
(11) 収入ある仕事の希望

『会社勤めや、自営業、家業などで収入を得る仕事をしている』以外を回答した 18 歳から 64 歳の方の収入のある仕事の希望状況は、「仕事をしたい」方が 28.3%、「仕事はしたくない、できない」方が 39.6%となっています。



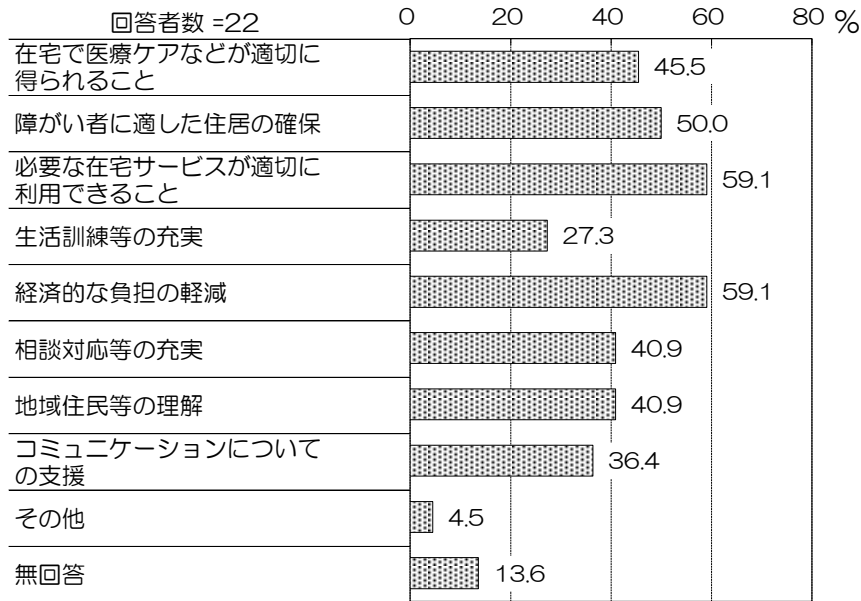
(12) 就労支援として必要なこと

障がい者の就労支援として必要だと思うことでは、「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が 25.5%、次いで「具合が悪くなった時に気軽に通院できること」が 24.2%、「通勤手段の確保」が 23.8%、「勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること」が 22.1%、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」が 20.8%となっています。



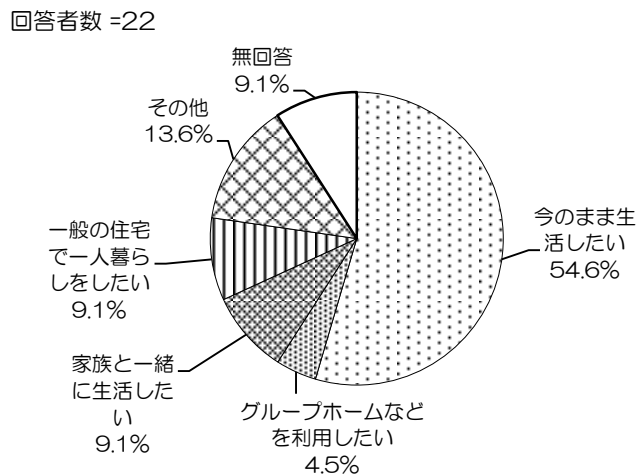
(13) 地域での生活に必要なこと

現在の暮らしで『福祉施設（障害者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしている』『病院に入院している』を回答した方の必要な支援は、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」「経済的な負担の軽減」のそれぞれが 59.1%と最も高く、次いで「障がい者に適した住居の確保」が 50.0%、「在宅で医療ケアなどが適切に得られること」が 45.5%となっています。



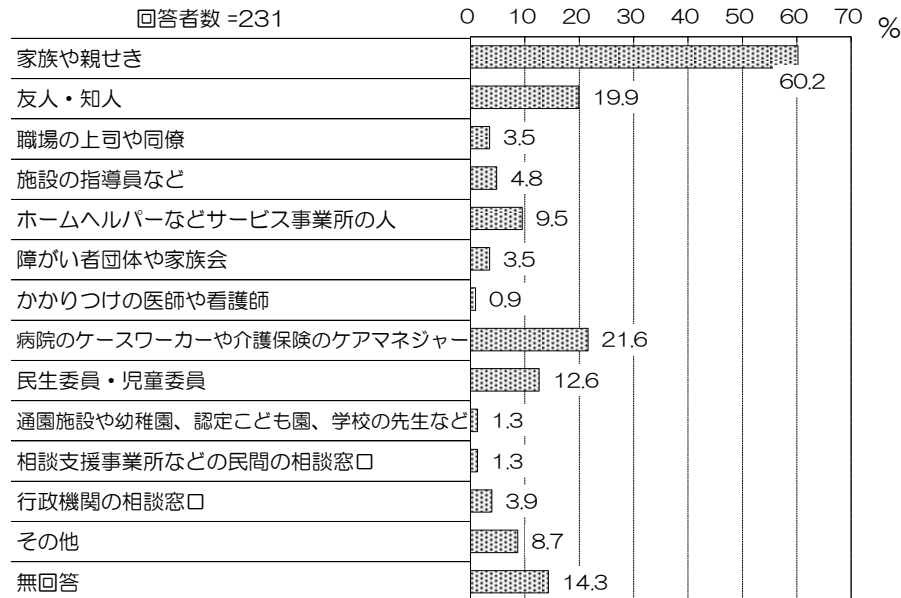
(14) 将来の地域での生活

現在の暮らしで『福祉施設（障害者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしている』『病院に入院している』と回答した方の、将来の地域での生活については、「今のまま生活したい」方が 54.5%、「家族と一緒に生活したい」「一般の住宅で一人暮らしをしたい」のそれぞれが 9.1%、「グループホームなどを利用したい」が 4.5%となっています。



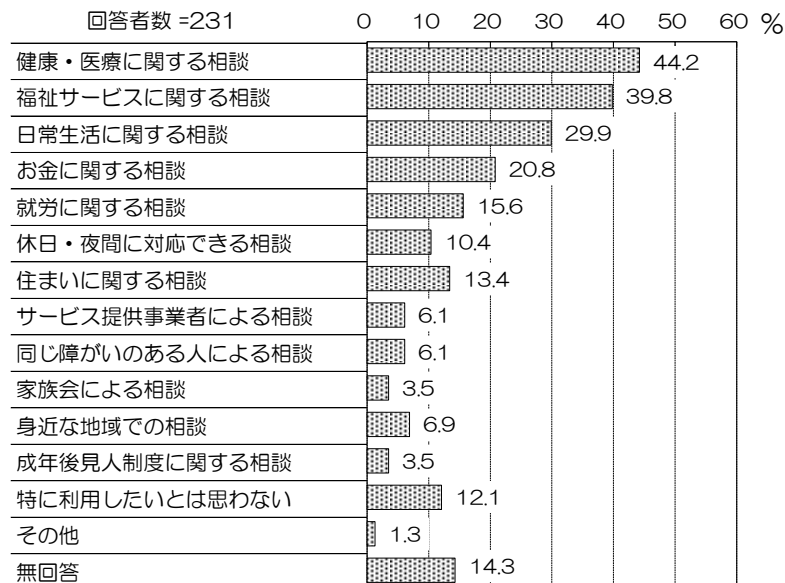
(15) 悩み事の相談先

悩み事の相談先は、「家族や親せき」が60.2%と最も高く、次いで「病院のケースワーカーや介護保険のケアマネジャー」が21.6%、「友人・知人」が19.9%、「民生委員・児童委員」が12.6%、「ホームヘルパーなどサービス事業所の人」が9.5%などとなっています。



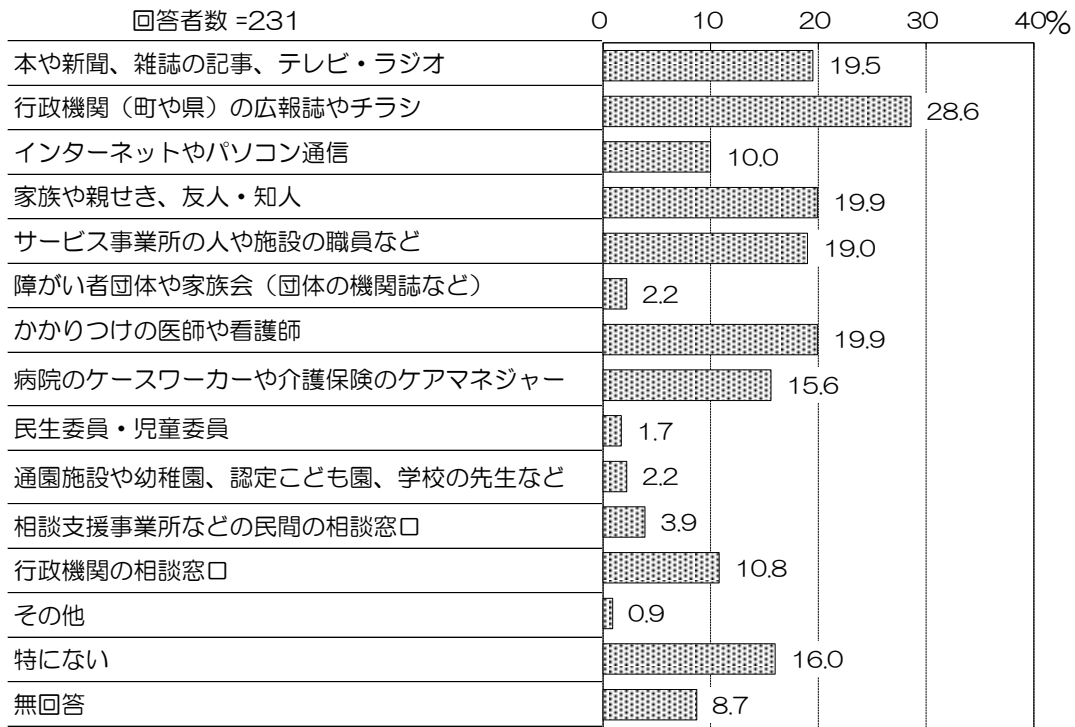
(16) 充実すべき相談内容

どのような相談を充実していくかでは、「健康・医療に関する相談」が44.2%と最も高く、次いで「福祉サービスに関する相談」が39.8%、「日常生活に関する相談」が29.9%、「お金に関する相談」が20.8%、「就労に関する相談」が15.6%、「住まいに関する相談」が13.4%となっています。



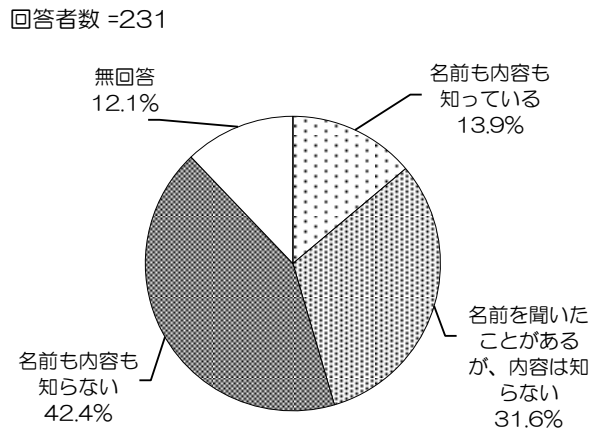
(17) 福祉情報の入手先

福祉サービスや福祉制度に関する情報の入手先では、「行政機関（町や県）の広報誌やチラシ」が 28.6%と最も高く、次いで「家族や親せき、友人・知人」「かかりつけの医師や看護師」のそれぞれが 19.9%、「本や新聞、雑誌の記事、テレビ・ラジオ」が 19.5%、「サービス事業所の人や施設の職員など」19.0%となっています。



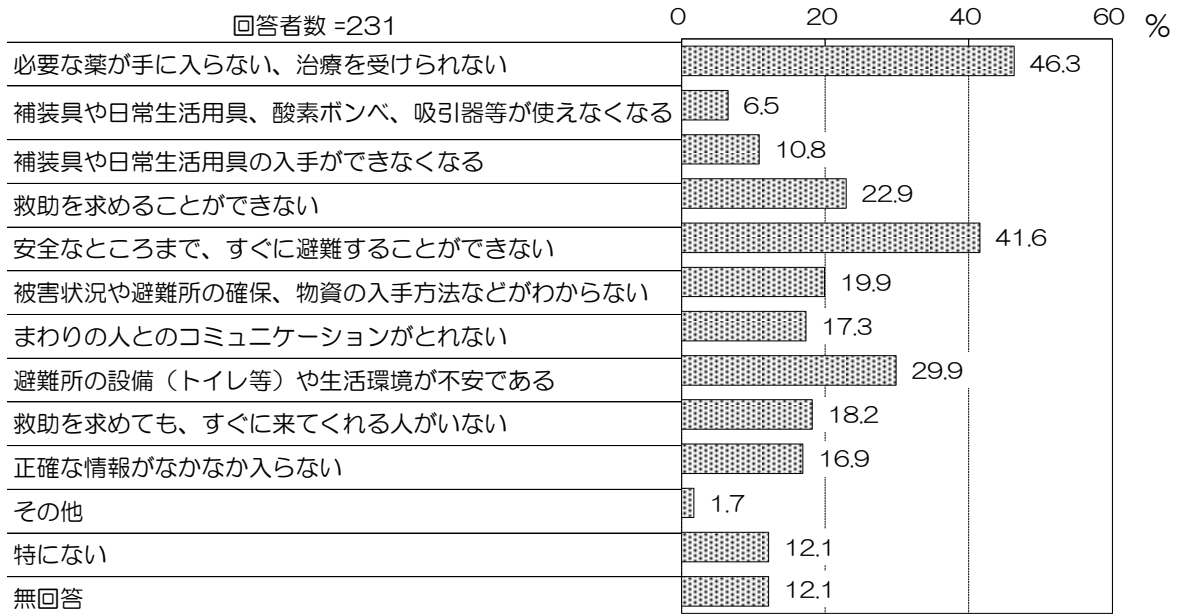
(18) 成年後見制度について

成年後見制度の認知度では、「名前も内容も知らない」が 42.4%、「名前は聞いたことがあるが、内容は知らない」が 31.6%、「名前も内容も知っている」が 13.9%となっています。



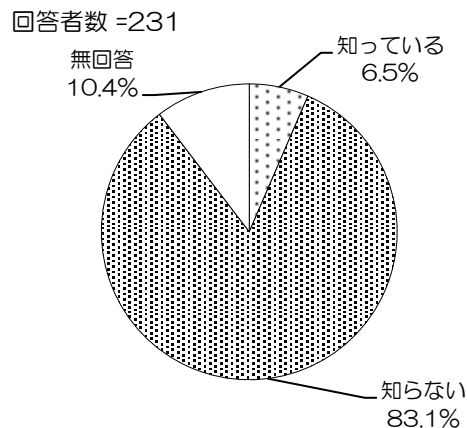
(21) 災害時に困ること

災害時に困ることは何かでは、「必要な薬が手に入らない、治療を受けられない」が46.3%と最も高く、次いで「安全なところまで、すぐに避難することができない」が41.6%、「避難所の設備（トイレ等）や生活環境が不安である」が29.9%、「救助を求めることができない」が22.9%となっています。



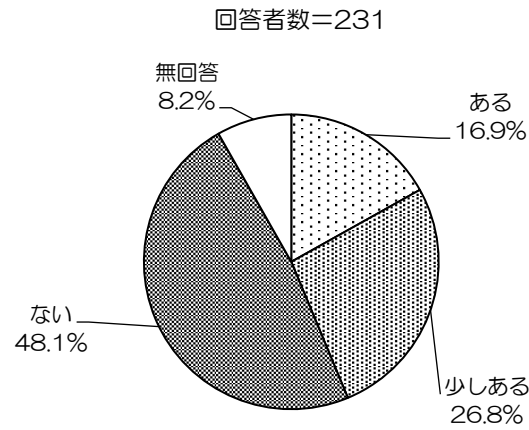
(22) 災害時要援護者登録制度の認知度

災害時要援護者登録制度の認知度について、「知らない」方が83.1%、「知っている」方が6.5%となっています。



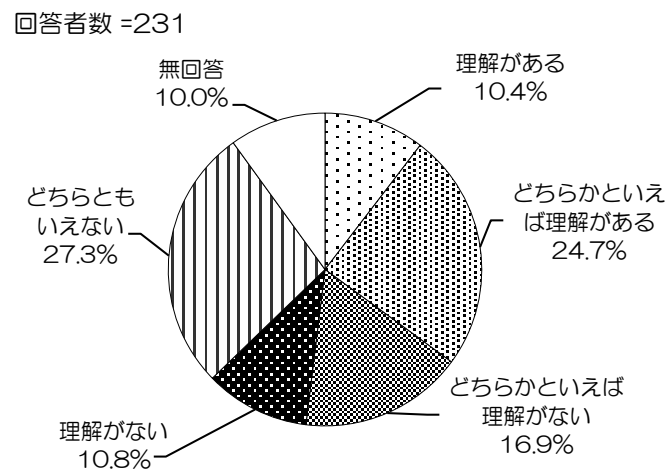
(23) 障がいへの差別

障がいへの差別では、「ない」方が48.1%、「少しある」方が26.8%、「ある」方が16.9%となっています。



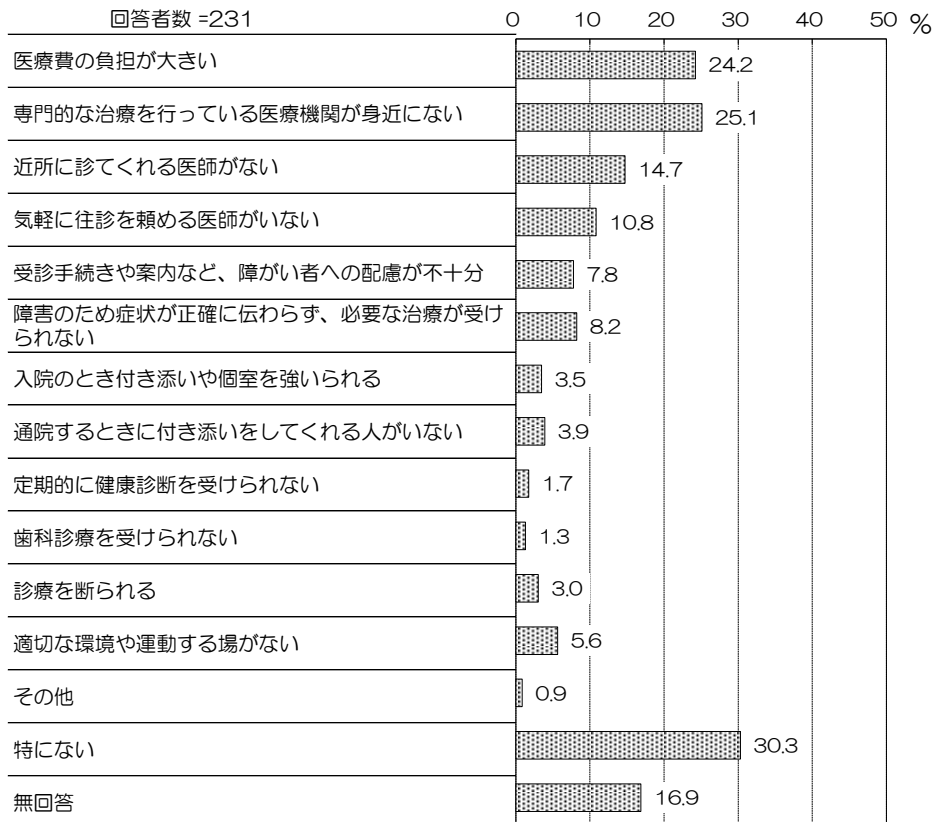
(24) 障がいへの理解

障がい者に対して周囲の理解では、「どちらともいえない」が27.3%、「どちらかといえば理解がある」が24.7%、「どちらかといえば理解がない」が16.9%、「理解がない」が10.8%、「理解がある」が10.4%となっています。



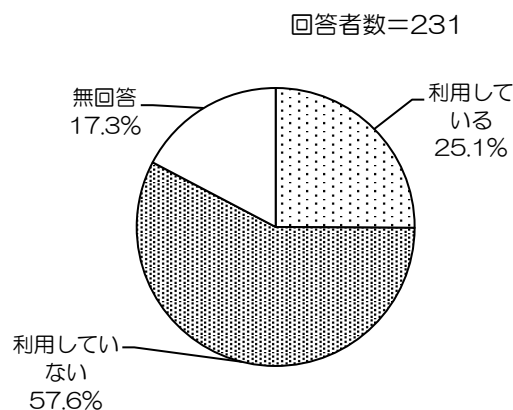
(27) 健康管理で困っていること

健康管理において困っていることでは、「専門的な治療を行っている医療機関が身近にない」が25.1%、「医療費の負担が大きい」が24.2%、「近所に診てくれる医師がない」が14.7%、「気軽に往診を頼める医師がない」が10.8%、「障害のため症状が正確に伝わらず、必要な治療が受けられない」が8.2%、「受診手続きや案内など、障がい者への配慮が不十分」が7.8%などとなっています。



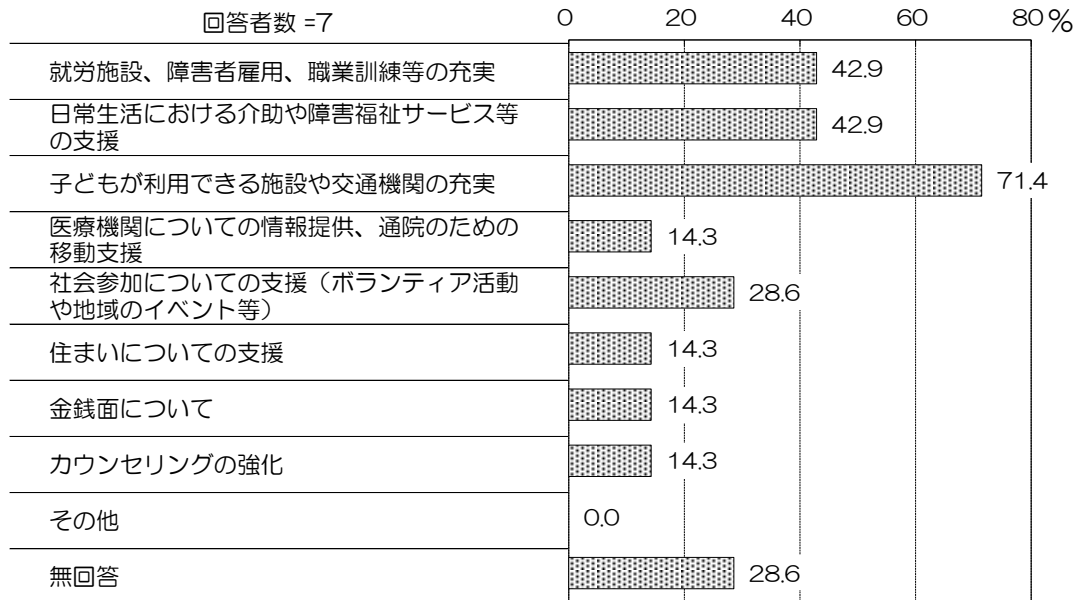
(28) 介護保険サービスの利用

介護保険によるサービスの利用状況について、「利用していない」方が57.6%、「利用している」方が25.1%となっています。



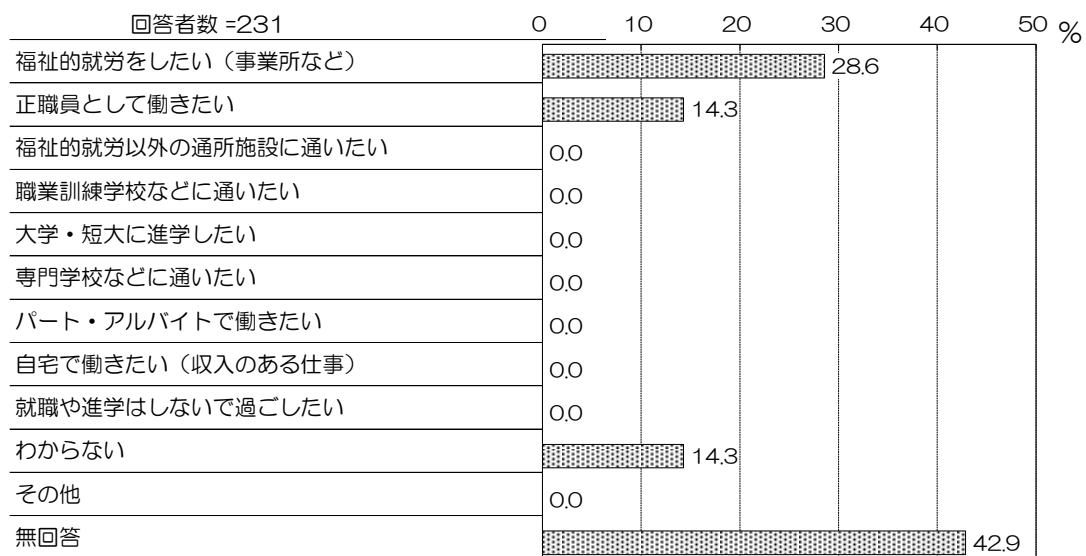
(29) 障がい児が地域で暮らすために必要な支援

障がいのある児童が地域で暮らし続けていくために、特に重要な支援では、「子どもが利用できる施設や交通機関の充実」が71.4%と最も高く、次いで「就労施設、障害者雇用、職業訓練等の充実」「日常生活における介助や障害福祉サービス等の支援」のそれぞれが42.9%となっています。



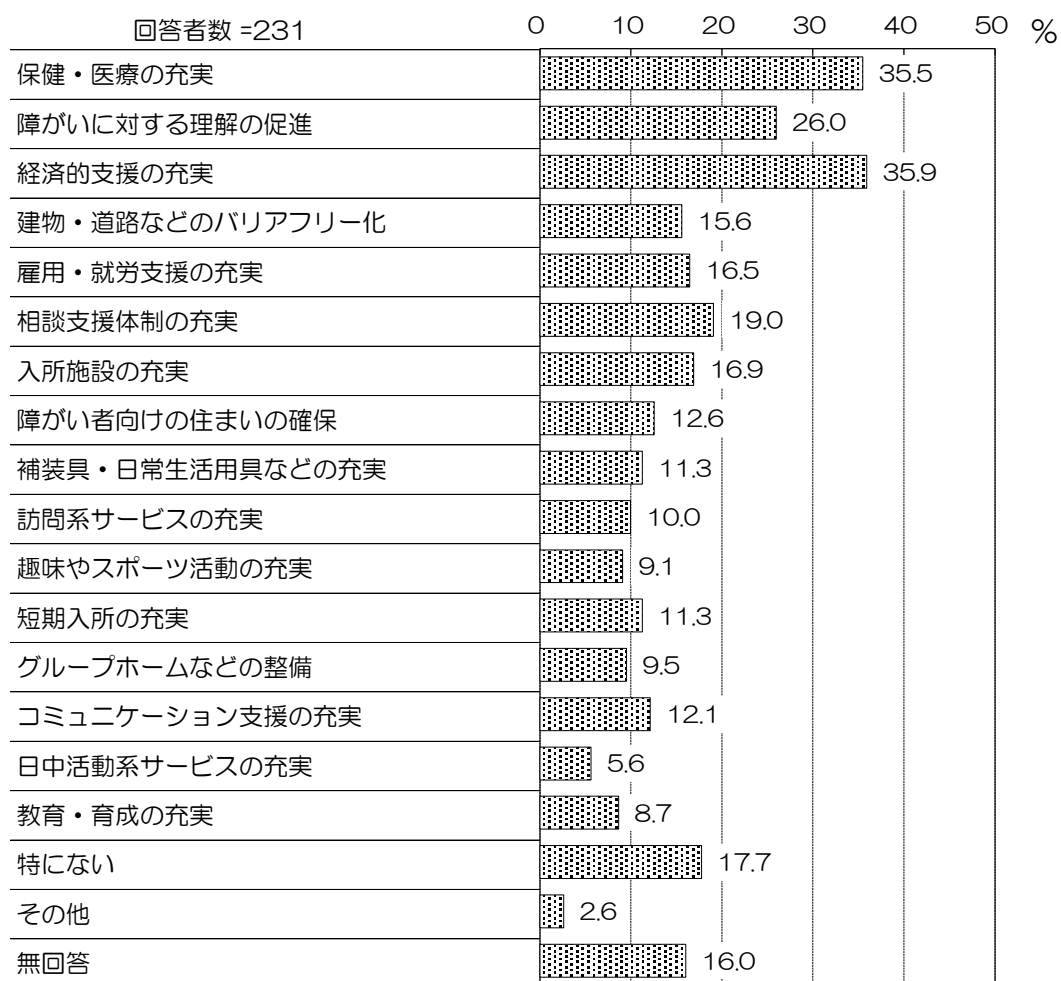
(30) 卒業後の希望進路

学校卒業後の希望進路では、「福祉的就労をしたい（事業所など）」が28.6%、「正職員として働きたい」「わからない」がそれぞれ14.3%となっています。



(31) 今後の施策への希望

今後の障がい者施策でもっと力をいれてほしいことでは、「経済的支援の充実」が35.9%と最も高く、次いで「保健・医療の充実」が35.5%、「障がいに対する理解の促進」が26.0%、「相談支援体制の充実」が19.0%、「入所施設の充実」が16.9%、「雇用・就労支援の充実」が16.5%、「建物・道路などのバリアフリー化」が15.6%、「障がい者向けの住まいの確保」が12.6%などとなっています。



2 ヒアリング調査結果の概要

本計画の策定に伴い、様々なニーズに対応した施策を推進するための基礎資料として活用することを目的に、障がいのある人に関わりのある福祉サービス提供事業者及び当事者団体、特別支援学校などの運営上の課題、行政への要望または提言などについてヒアリング調査を実施しました。

<調査方法>

- 調査実施：コロナ感染予防のため、事前調査用紙（ヒアリングシート）送付・回収によるヒアリング調査を実施
- 調査期間：令和2年10月

<調査対象>

福祉サービス提供事業者・活動団体・学校名	
福祉サービス提供事業者	蔵王グリーンホーム（社会福祉法人 鶴寿会）
	障がい者グループホーム あったか荘
	川崎こころ病院
	社会福祉法人 川崎町社会福祉協議会
団体活動	川崎町障がい者連絡協議会
学校	川崎町立かわさきこども園
	川崎町立川崎小学校
	川崎町立川崎中学校
	宮城県立支援学校岩沼高等学園川崎キャンパス

（１）施設・団体対象のヒアリング調査

項目	内容
施設の課題・展望・要望	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の高齢化に伴う、障害サービスから介護サービスへの移行(施設入居等)。 ・障がいに関する専門的な知識不足のため相談窓口が必要。 ・当事者団体会員の高齢化に伴う会員の減少が課題。 ・障がい者の受け入れに限度があり、現状では多くを受け入れられない。
障がい者が生活する上での課題や要望	<ul style="list-style-type: none"> ・移動手段（低所得者には移動サービス・路線バス半額も負担）の充実、町民バスのコース(こころ病院の近くに毎日ほしい) ・横断歩道・信号機の障がい者環境の整備の充実。 ・日中活動は、通所手段の確保が難しい。 ・障がい者・障がいに対する理解不足を感じる。
福祉サービスの問題点等	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者への支援サービスを行う事業所が少ない。 ・本人の状態に合わせて通所先が複数あれば選択できる。 ・サービス事業所が少なく、近隣市町の依存の割合が大きい。 ・障害者施設等（GH・就労支援・デイケア等）の整備拡充を要望。
医療ケアの状況・暮らし	<ul style="list-style-type: none"> ・内科等を多面的にサポートしてほしい。
災害時の課題・必要なこと	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の理解。「優しく受け入れる」という意識づくり。 ・地域指定の避難所で受け入れ可能な体制を整えてほしい。 ・災害時の障がい特性に応じた多種多様な情報が入るかどうかが不安。 ・避難時の介助等。 ・避難時のバリアフリー化。 ・災害を想定しての非常食の備蓄が大切。
自立支援協議会のあり方・各団体と連帯・行政との協働	<ul style="list-style-type: none"> ・県には「共生」に対する理解を深めてほしい。介護は本来、人の生活の一部。行政が連動できていないことで困る場合がある。 ・問題の共有・解決、視野の広い事業運営のため団体間、団体と行政の連帯を深めてほしい。
障がい福祉の施策や福祉サービスへの意見・要望	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい支援サービスが増える一方、より役割が細分化している。町の指導も行ってほしい。 ・各市町村によって受けられるサービス支援の格差が広がらないよう地域連帯、事業所誘致、サービス提供の拡大を求めてほしい。 ・町内のサービス事業所の問題の共有・連帯を持つため交流会を設けてほしい。 ・事例を盛り込んだ事業者用の研修や相談会を設けて欲しい。 ・障がい者差別や雇用問題等、今後も対応していただきたい。

（２）学校・園対象のヒアリング調査

項目	内容
教育支援等の課題・学校生活の課題・行政への要望	<ul style="list-style-type: none"> ・ JR 仙台駅と川崎町間の通学時間帯、並びに途中で下校する際の公共交通機関がない。JR 大河原駅間も公共交通機関の本数が限定されている。移動支援の必要性がある。 ・ デュアルシステムを運用する上で、地域の職場実習先の受入促進を要望。 ・ 母親学級などで全保護者を対象に繰り返し教育支援等の情報提供していただきたい。 ・ インクルーシブ（共生社会）の考えがどの世代にも浸透するように情報提供を進めてほしい。 ・ 個人の教育支援計画が策定されないまま、中学校に上がるケースが見られる。 ・ 幼少期のスクリーニングや疑いのある家庭への早期支援を行ってほしい。
福祉サービス事業所との連帯や進路等についての課題・要望、情報共有の問題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉サービスを利用し、こども園から家庭まで送迎ができた。サービス利用から安心感を生み、サービスの有効性があった。 ・ 卒業後の進路としてほとんどの生徒が一般就労を目指している。 ・ 要支援の家庭の状況について、幼・小・中の情報交換の場を年に 1 回行うことで支援の継続や準備などスムーズになると思う。
障がい者に生活指導する上での課題・要望	<ul style="list-style-type: none"> ・ どのような障がいや困り事があるか、支援や指導する立場の方にはどのような人材や担当なのか等、障がい環境の理解が進んでいない様に感じる。 ・ 地域で生活するには、地域の方々の協力が欠かせない。皆で関わる安心ネットワークづくりも必要。 ・ マンパワーの育成について。 ・ 差別や偏見が強いことを懸念して、子どもの障がいを受け止められない保護者がいる。地域全体での理解を進めることは喫緊の課題。
災害時の課題・必要なこと	<ul style="list-style-type: none"> ・ 震災や災害が起こるたびに障がい者（児）の災害時の課題や必要なこと等がメディアでも多く取り上げられる。川崎町の実態（障がい者を取り巻く人的・物的環境）を把握することが必要。 ・ 個々の障がいの状況を把握し、対応できる体制を整えていただきたい。
自立支援協議会のあり方・各団体と連帯・行政との協働	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢化が進み、障がい者を支える家族において身体的・経済的な面で不安が山積している。個人のニーズにあった福祉サービスが必須だと思う。 ・ 障がい者（児）の方々や家族の方が安心して生活できる環境・サービスの提供を国や県に要望していただきたい。

第5節 障がいのある人を取り巻く主な課題

当町の障がいのある人・児童を取り巻く状況等について、令和5年度に実施したアンケート調査（以下「令和5年度アンケート調査」という。）や事業者、団体、学校を対象に実施した令和2年度実施のヒアリング調査（以下「令和2年度ヒアリング調査」という。）から、主な課題を以下のようにまとめました。

1. 保健・医療について

令和5年度アンケート調査で、充実すべき相談内容として最も多いのは「健康・医療に関する相談」（44.2%）となっています。また、今後の障がい者施策全般でもっと力をいれてほしいことでも、「経済的支援の充実」（35.9%）に次いで、「保健・医療の充実」（35.5%）が第二位となっており、障がいのある人の保健・医療対策は最も重要な課題の一つとなっています。

健康管理において困っている内容としては、「専門的な治療を行っている医療機関が身近にない」（25.1%）、「医療費の負担が大きい」（24.2%）、「近所に診てくれる医師がない」（14.7%）などであり、医療機関でのコミュニケーションや障がいへの配慮も必要とされています。

2. 就労・仕事について

障がいのある人の就労や仕事について、令和5年度アンケート調査では、「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得る仕事をしている」（17.7%）、「ボランティアなど、収入を得ない仕事をしている」（1.7%）が合わせて約2割となっています。

現在仕事で収入を得ていない人のうち、「仕事をしたい」（28.3%）と希望している人も3割近いことから、引き続き就労支援の充実を図っていく必要があります。

また、障がい者の就労支援として必要だと思うことについては、「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」（25.5%）を挙げる割合が最も多く、引き続き企業等への理解啓発も含めた就労支援に努めていく必要があります。

3. 障がいのある児童への支援について

川崎町では少子化の影響もあり、町から宮城県立支援学校へ通う児童生徒や、町内の障がい児学級や通級指導教室に通う児童生徒の数は減少傾向にあります。

令和5年度アンケート調査で、障がいのある児童が地域で暮らし続けていくために、特に重要な支援では、「子どもが利用できる施設や交通機関の充実」（71.4%）と最も高く、「就労施設、障害者雇用、職業訓練等の充実」「日常生活における介助や障害福祉サービス等の支援」のそれぞれが42.9%となっていました。

また、学校卒業後の希望進路についても、「福祉的就労をしたい（事業所など）」（28.6%）、「正職員として働きたい」（14.3%）など就労への希望が高く、障がいのある児童やその家族に対しては、福祉サービス提供事業所の確保に努めるなど乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援の体制が必要とされています。

4. 障がいへの理解、差別について

令和5年度アンケート調査で、障がいのある人に対する周囲の理解については、「理解がある」（10.4%）、「どちらかといえば理解がある」（24.7%）が合わせて約35%、「どちらかといえば理解がない」（16.9%）、「理解がない」（10.8%）が合わせて3割未満となっており、理解があるという回答がやや上回っていますが、令和2年度ヒアリング調査でも「障がい者・障がいに対する理解不足を感じる」という意見がみられており、引き続き理解啓発に努める必要があります。

また、障がいへの差別については、「ある」（16.9%）、「少しある」（26.8%）が合わせて4割を超えていました。障害者差別解消法は、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指しており、障がいを理由とする差別の解消に努めていく必要があります。

5. 公共交通機関・生活環境について

令和5年度アンケート調査で、外出時の困難として「公共交通機関が少ない（ない）」（33.7%）、「外出にお金がかかる」が20.7%、「道路や駅等に階段や段差が多い」（17.9%）、「列車やバスなどの乗り降りが困難」（16.3%）などが挙げられています。

また、令和2年度ヒアリング調査でも「移動手段（低所得者には移動サービス・路線バス半額も負担）の充実、町民バスのコース（こころ病院の近くに毎日ほしい）」や「横断歩道・信号機の障がい者環境の整備の充実」「日中活動は、通所手段の確保が難しい」などの意見があり、公共交通機関の利便性の確保とともに生活環境のバリアフリー化に努めていく必要があります。

6. 災害時の対応について

近年多発している大雨や台風、地震などの災害の際には、とくに障がいのある人は避難にさまざまな困難が伴います。

令和5年度アンケート調査で、災害時の一人での避難について、「できる」（40.7%）に対して、「できない」（33.8%）、「わからない」（21.6%）となっています。また、近所に助けてくれる人が「いる」（33.1%）という人は3人に1人となっています。

災害が発生した場合に想定される困難としては、「必要な薬が手に入らない、治療を受けられない」（46.3%）、「安全なところまで、すぐ、避難することができない」（41.6%）、

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念・目標

当町では、障がいのある人も障がいのない人も同じように普通の生活ができるノーマライゼーション理念の実現に努めるとともに、障がいのある人が社会の一員として、住み慣れた地域で自立し、生きがいを持って生活できる地域共生社会の町づくりに向けて、次の基本理念と3つの目標を定めます。

計画の基本理念・目標

**障がいのある人が、住み慣れた地域で自立し、
生きがいを持った生活ができる川崎町**



【3つの基本目標】

- 1. 社会の一員として生きることができるように**
障がいの有無、種別、程度に関係なく、同じ町民として当たり前のことは当たり前のこととした生活ができる町にします。
- 2. 住み慣れた地域で自立した生活ができるように**
障がいの有無、種別、程度に関係なく、自分らしい生活を自ら選択し、自ら決定し、生活できる町にします。
- 3. 生きがいを持った生活ができるように**
障がいの有無、種別、程度に関係なく、自らの生活に生きがいを持って過ごすことができる町にします。

第2節 施策の基本方針

基本理念・目標の実現に向けて、以下の5つの分野を基本方針として、具体的な施策の推進を図ります。

1. 保健・医療の充実

障がいのある人が地域で安心・安定した生活を送るために、障がいのある人のライフステージに応じた保健医療の提供体制の充実に努めるとともに、福祉・保健・医療の連携強化を図ります。

2. 障がい児保育・教育の充実

障がいのある子どもや支援を必要とする子どもが地域で健やかな成長ができるように、幼児・児童期における保育・教育環境を充実させるとともに、その家族を支援していくための相談・支援の充実に努めます。

3. 就労・社会参加に向けた支援の充実

障がいのある人が地域の中で、地域の社会資源等を活用しながら、様々な社会参加や学び、文化・芸術・スポーツ活動、そして働き方ができる支援体制づくりを、地域と協働して進めます。

4. 地域福祉の推進

障がいのある人もない人も共に生きる地域共生社会を実現していくため、地域住民への障がいについて一層の理解を深めるための意識啓発に努めます。また、障がいのある人の意思決定に配慮した権利擁護の仕組みや相談体制の充実に努めます。

5. 生活環境の整備

障がいのある人が安心して安全な地域生活を送るためには、建物や道路などのバリアフリー化などの環境整備や、災害時に備え、災害時要援護者登録制度の導入、災害時の避難場所への誘導等の支援体制の整備に努めます。

第3節 施策の体系

【第4期障がい者計画】

I 保健・医療の充実	1 保健事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> (1) 妊婦健康診査の充実 (2) 乳幼児健康診査・相談の充実 (3) 早期療育支援の充実 (4) 健康教育の推進 (5) 健康相談の充実 (6) 特定健康診査・保健指導、歯科保健指導等の実施
	2 医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> (1) 安心できる医療体制の確立 (2) リハビリテーション体制の整備 (3) 障害者医療費の助成 (4) 難病患者への支援
II 障がい児保育・教育の充実	1 障がい児保育の充実	<ul style="list-style-type: none"> (1) 障がい児保育の充実 (2) 教育相談の充実
	2 障がい児教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> (1) 就学支援・相談体制の充実 (2) 特別支援教育の推進 (3) 教職員の資質向上 (4) 進路指導体制の充実
III 就労・社会参加に向けた支援の充実	1 障がいのある人の雇用拡大に向けた普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> (1) 法定雇用率の達成 (2) 各種制度等の普及・啓発 (3) 企業に対する相談体制の充実
	2 就労支援体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> (1) 相談・助言体制の充実 (2) 関係機関等との連携による就労支援の充実 (3) 雇用機会の提供
	3 様々な活動への参加促進	<ul style="list-style-type: none"> (1) 社会参加に向けた配慮の推進 (2) スポーツ・レクリエーション活動の推進 (3) 文化・芸術活動の推進 (4) 公共施設の利用促進
IV 地域福祉の推進	1 障がいのある人への理解促進	<ul style="list-style-type: none"> (1) イベント等を通じた取り組みの推進 (2) 小・中学校における福祉教育の推進 (3) 学校・家庭・地域における連携
	2 ボランティア活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> (1) ボランティア養成講座の充実 (2) NPO・ボランティア団体等の支援
	3 地域ぐるみの支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域福祉計画の推進 (2) 団体間のネットワークの整備 (3) 当事者活動の育成・支援 (4) 成年後見制度利用の促進 (5) 包括的相談支援体制の構築
V 生活環境の整備	1 人にやさしいまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> (1) ユニバーサルデザインの普及・啓発 (2) 公共施設などの整備・改善 (3) 道路・交通安全施設の整備 (4) 移動環境の整備 (5) ヘルプカードの普及推進
	2 住まいの整備	<ul style="list-style-type: none"> (1) 公営住宅のバリアフリー化 (2) 各種制度の周知 (3) グループホーム等の確保
	3 地域防災・安全対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> (1) 防犯対策の充実 (2) 防災意識の向上 (3) 緊急時における避難支援体制の整備 (4) 自主防災組織の育成支援

【第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画】

I 障がい福祉サービスの充実	1 訪問系サービス	(1) 居宅介護（ホームヘルプ） (2) 重度訪問介護 (3) 行動援護 (4) 同行援護 (5) 重度障害者等包括支援
	2 日中活動系サービス	(1) 生活介護 (2) 自立訓練（機能訓練・生活訓練） (3) 就労選択支援 (4) 就労移行支援 (5) 就労継続支援（A型・B型） (6) 就労定着支援 (7) 療養介護 (8) 短期入所（福祉型・医療型）
	3 居住系サービス	(1) 自立生活援助 (2) 共同生活援助（グループホーム） (3) 施設入所支援
	4 指定相談支援サービス	(1) 計画相談支援（サービス利用計画作成） (2) 地域移行支援 (3) 地域定着支援
	5 その他の障がい福祉サービス	(1) 補装具費の支給 (2) 自立支援医療 (3) 療養介護医療
II 地域生活支援事業	1 必須事業	(1) 理解促進研修・啓発事業 (2) 自発的活動支援事業 (3) 相談支援事業 (4) 成年後見制度利用支援事業 (5) 成年後見制度法人後見支援事業 (6) 意思疎通支援事業 (7) 日常生活用具給付事業 (8) 移動支援事業 (9) 手話奉仕員養成研修事業 (10) 地域活動支援センター事業
	2 任意事業	(1) 日中一時支援事業 (2) 自動車運転免許取得・改造費助成事業 (3) 巡回支援専門員整備事業
III 第2期障がい児福祉計画	1 児童福祉法に基づくサービス	(1) 障害児相談支援 (2) 障害児通所支援
	2 子ども子育て支援法に基づく支援	(1) 早期療育体制の充実 (2) 障がい児保育の充実 (3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ事業）

第4章 第4期障がい者計画

第1節 保健・医療の充実

【現状と課題】

障がいのある人の高齢化が進んでおり、障がい特性に応じた支援の充実とともに、高齢福祉施策や保健・医療との連携が重要な課題となっています。近年では発達障がいや高次脳機能障害、さらに難病と、障がいの対象範囲が拡大、多様化し、生活習慣病に起因する脳血管疾患や糖尿病などが増え、「内部障がい」のある人が増加傾向にあります。

令和5年度に実施したアンケート調査でも、充実すべき相談内容として最も多いのは「健康・医療に関する相談」(44.2%)となっていました。また、健康管理において困っている内容としては、「専門的な治療を行っている医療機関が身近にない」(25.1%)、「医療費の負担が大きい」(24.2%)、「近所に診てくれる医師がない」(14.7%)などがあげられており、障がいのある人が地域で安心・安定した生活を送るために、福祉・保健・医療の連携のより一層の充実を図っていくことが求められています。

【事業内容】

1 保健事業の充実

(1) 妊婦健康診査の充実

医療機関に委託して妊婦健康診査を実施し、妊娠中の異常の早期発見と予防、妊婦の健康管理、低出生体重児の予防などに努めます。

(2) 乳幼児健康診査・相談の充実

乳幼児の月齢に合わせた健康診査や相談を実施し、発育・発達等の乳幼児の健康状態の確認や異常の早期発見に努めます。

(3) 早期療育支援の充実

発達の遅れが疑われる乳幼児や児童については、関係機関と連携し、早期療育支援の充実に努めます。

(4) 健康教育の推進

障がいの原因となる生活習慣病の予防に向けて、健康に関する知識の普及、健康教室の開催などにより、生活習慣の改善指導や正しい知識の普及・啓発に努めます。

第2節 障がい児保育・教育の充実

【現状と課題】

障がい児の保育・教育に関しては、就学や進路、卒業後の社会での自立等、成長段階に合わせた見通しを持った継続的な相談支援体制が求められています。

特に、子どもが学校を卒業した後の就労についての意識が高く、令和5年度アンケート調査でも、障がいのある児童が地域で暮らし続けていくために、特に重要な支援では、「就労施設、障害者雇用、職業訓練等の充実」(42.9%)となっていました。

また、学校卒業後の希望進路についても、「福祉的就労をしたい(事業所など)」(28.6%)、「正職員として働きたい」(14.3%)など就労への希望が高くなっており、福祉サービス提供事業所の確保や乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援の体制とともに、関係機関や企業等と連携した進路指導の一層の充実を図っていく必要があります。

【事業内容】

1 障がい児保育の充実

(1) 障がい児保育の充実

こども園において、家庭や専門機関との連携を密にしながら、一人ひとりの障がいの状態に応じた保育を実施します。

(2) 教育相談の充実

障がいのある子ども一人ひとりに適切な教育の場が提供できるよう、関係機関と連携し、相談の充実を図ります。

2 障がい児教育の充実

(1) 就学支援・相談体制の充実

就学指導審議会を開催し、障がいのある児童・生徒に対し、適切な就学支援と一貫した相談支援体制を推進します。

(2) 特別支援教育の推進

身体・知的障害をはじめ学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)、高機能自閉症、発達障害等のある児童・生徒が障がいの状態に応じた適切な就学を受けられるよう特別支援教育の推進を図ります。

(3) 教職員の資質向上

様々な障がいについて教職員の理解を促進するとともに、特別支援教育に関する研修を行い、教職員の資質向上に努めます。

(4) 進路指導体制の充実

学校、行政、公共職業安定所等の関係機関、企業等との連携を強化し、障がいのある児童・生徒の状況に適した進路指導を行います。

第3節 就労・社会参加に向けた支援の充実

【現状と課題】

障がいのある人の就労や仕事について、令和5年度アンケート調査では、「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得る仕事をしている」(17.7%)、「ボランティアなど、収入を得ない仕事をしている」(1.7%)が合わせて約2割となっています。

現在仕事で収入を得ていない人のうち、「仕事をしたい」(28.3%)と希望している人も3割近くあり、障がい者の就労支援として必要だと思うことについては、「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」(25.5%)を挙げる割合が最も多いことから、引き続き企業等への理解啓発も含めた就労支援に努めていく必要があります。

また、障がいのある人にとって、外出の機会は、社会とのつながりをもつ大切な機会です。障がいがあっても文化・芸術・スポーツ活動にどのように参加できるのか等、情報提供も含めた支援を充実していく必要があります。

【事業内容】

1 障がいのある人の雇用拡大に向けた普及・啓発

(1) 法定雇用率の達成

障がい者雇用率制度や助成金措置などの各種制度を周知し、法定雇用率未達成企業の解消を図ります。また、町においても国の定める法定雇用率の遵守に努めるとともに、障がいのある人の職員採用に努めます。

(2) 各種制度等の普及・啓発

毎年9月の「障がい者雇用支援月間」を中心に、障がいのある人の雇用の促進を図るための啓発活動を行います。

障がいのある人が一定期間、事業経営者のもとで生活し、職業訓練を受けて一般雇用を目指す職親制度の周知と普及に努めます。

公共職業安定所との連携のもと、企業や事業主に対して、特例子会社制度や各種助成制度の周知及び活用の促進を図ります。

障がいのある人の雇用を促進し、継続的な雇用を図るため、企業内に障がい者雇用推進者を設置していない企業に対して設置を促します。

障がいのある人への各種支援事業の周知を図り、当事者団体や福祉施設、関係機関等と連携し、社会参加の機会拡充や交流活動の参加促進を図ります。

(3) 企業に対する相談体制の充実

公共職業安定所や県の障害者職業センターと連携し、企業に対する障がいのある人の相談体制の充実を図ります。

2 就労支援体制の強化

(1) 相談・助言体制の充実

公共職業安定所や障害者就業・生活支援センター（コノコノ）と連携し、就労支援から就労後のフォローまで、一貫した相談・助言体制の充実を図ります。

(2) 関係機関等との連携による就労支援の充実

公共職業安定所や障害者就業・生活支援センター（コノコノ）と連携し、障がいのある人の雇用について事業主に働きかけ、就労の促進を図ります。また、県の障害者職業センターと連携して、ジョブコーチの利用を推進し、障がいのある人の職場への定着を支援します。

(3) 雇用機会の提供

公共職業安定所や事業所との連携を図り、トライアル雇用事業を活用し、障がいのある人を一定期間、試行的に雇用する機会を提供して本格的な雇用に取り組むきっかけづくりを推進します。

一般就労が困難な障がいのある人については、福祉的就労の拡大を図るため、関係機関や近隣市町村との連携のもと、多様な就労の支援に努めます。

3 様々な活動への参加促進

(1) 社会参加に向けた配慮の推進

障がいのある人が、日常生活の様々な面で社会参加しやすくなるよう合理的配慮に努めるとともに、障がいの特性についての理解と必要な支援を推進します。

(2) スポーツ・レクリエーション活動の推進

宮城県・仙台市障がい者スポーツ大会その他の各種スポーツ大会への障がいのある人の参加を促進します。また、スポーツ指導員研修会へ関係者を派遣し、障がいのある人を対象としたスポーツ指導員の育成に努めます。

(3) 文化・芸術活動の推進

障がいのある人や障がい者団体などによる、様々な文化・芸術活動や学習活動の取り組みを支援します。また、手話通訳や要約筆記などのボランティアを派遣し、講演会や学習活動等に障がいのある人が参加しやすい環境づくりに努めます。

(4) 公共施設の利用促進

町内の公共施設について、施設利用料の割引を行い、障がいのある人の利用を促進します。

第4節 地域福祉の推進

【現状と課題】

町では、町民と地域、行政の協働による福祉コミュニティづくりを進めていますが、障がいのある人の地域生活を、地域の支えあいによって安心できるものとしていくため、多様な機会を利用した理解啓発活動を行っていくとともに、障がいのある人を社会全体で支える仕組みづくりを推進していく必要があります。

令和5年度アンケート調査で、障がいのある人に対する周囲の理解については、「理解がある」(10.4%)、「どちらかといえば理解がある」(24.7%)が合わせて約35%と低く、令和2年度ヒアリング調査でも「障がい者・障がいに対する理解不足を感じる」という意見がみられており、引き続き理解啓発に努める必要があります。

障がいへの差別については、「ある」(16.9%)、「少しある」(26.8%)が合わせて4割を超えており、障害者差別解消法の普及啓発とともに、障がいを理由とする差別の解消に努めていく必要があります。

また、判断能力が十分でない人や障がいのある人が、財産や権利を守りながら住み慣れた地域で安心して日常生活を送ることができるように、本人の意思決定に配慮した権利擁護の仕組みや相談体制の充実を図っていくことも重要です。

【事業内容】

1 障がいのある人への理解促進

(1) イベント等を通じた取り組みの推進

障害者差別解消法や障害者雇用促進法に基づき、障がいを理由とする差別の解消に向けた取組みなど普及・啓発に努めるとともに、「障害者週間」を中心とした理解・啓発活動を推進します。

また、地域の人々が、障がいのある人への正しい理解と認識を深めることを目的に、「福祉の集い」や「つなぐ亭」など障がいのある人と町民が参加・交流できるイベントや活動など様々な機会を通じて地域で福祉を支える福祉意識の高揚を図ります。

(2) 小・中学校における福祉教育の推進

児童生徒が社会福祉に対する理解と関心を深められるよう、学校教育全体を通じて実践します。また、学校や特別支援学校、関係団体等と連携を図り特別支援学級の児童・生徒との交流、町内の福祉施設等や特別支援学校(岩沼高等学園川崎キャンパス)との交流事業を推進します。

(3) 学校・家庭・地域における連携

学校・家庭・地域の連携に行政も積極的に関与し、学校応援団（学校支援ボランティア）事業「かわさきっ子応援団」の取り組みにより、地域ボランティアによる学校への支援の強化を図ります。

2 ボランティア活動の推進

(1) ボランティア養成講座の充実

訪問活動、相談、付き添い、点訳、手話、要約筆記などのボランティア養成講座の充実に向け、引き続き支援を行います。

(2) NPO・ボランティア団体等の支援

NPO・ボランティア活動をより活性化するため、活動の場の提供や助成制度等により活動を支援します。また、NPO・ボランティア団体の活動状況や、NPO・ボランティア等に関する講座等のきめ細かい情報を提供します。

さらに、ボランティア団体やボランティアをしたい人と、支援を必要とする障がいのある人等を結びつけるコーディネート機能の充実を図ります。

3 地域ぐるみの支援体制の整備

(1) 地域福祉計画の推進

住民の参加と協働により、福祉に関する施策を総合的、計画的に推進するため、川崎町地域福祉計画の取り組みを推進します。

(2) 団体間のネットワークの整備

地域で活動している福祉団体へ、交流の場の提供や情報提供等を積極的に行い、団体間のネットワーク化を促します。また、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域で障がい者を見守り、支援を行うネットワークの整備を検討します。

(3) 当事者活動の育成・支援

障がいのある人同士が、ともに悩みを相談したり、様々な活動に取り組めるよう、当事者活動の普及・広報等の支援に努めます。

(4) 成年後見制度利用の促進

社会福祉協議会等と連携し、成年後見制度や権利擁護支援について、障がいのある人本人または家族へのわかりやすい情報提供に努めるとともに、相談事業を通して利用の促進を図ります。

また、専門性を有する各種関係機関による「地域連携ネットワーク委員会」を設置し、権利擁護支援の地域連携ネットワークの整備を進めます。

さらに、不正防止の徹底と利用しやすさの調和を図りながら本人と家族等支援者と円滑な信頼関係を構築し、医療、介護等に係る意思決定が困難な人への支援等に取り組みます。

(5) 包括的相談支援体制の構築

「地域包括ケアシステム」を深化させて、高齢者、障がい者、子ども・子育て世帯、生活困窮者等を包含して支える「丸ごと」の地域共生社会を目指します。

また、町民の複合化する課題に対して横断的な支援を行うべく、川崎町地域福祉計画やその他関連する計画との整合性を図り、それぞれ相談支援の中核となる各種関係機関等との連携及び地域連携ネットワークづくりなど、包括的な相談支援体制の構築について検討していきます。

第5節 生活環境の整備

【現状と課題】

障がいのある人が安心して安全な地域生活を送るためには、建物や道路などのバリアフリー化が重要です。令和5年度アンケート調査で、外出時の困難として「公共交通機関が少ない（ない）」（33.7%）、「外出にお金がかかる」が20.7%、「道路や駅等に階段や段差が多い」（17.9%）、「列車やバスなどの乗り降りが困難」（16.2%）などが挙げられています。

また、災害時の一人での避難について、「できない」（33.8%）という人が3割以上、災害が発生した場合に想定される困難としては、「必要な薬が手に入らない、治療を受けられない」（46.3%）、「安全なところまで、すぐ、避難することができない」（41.6%）、「避難所の設備（トイレ等）や生活環境が不安である」（29.9%）などが挙げられており、大規模災害に備え、障がいのある人や高齢者の避難対応を充実していく必要があります。

【事業内容】

1 人にやさしいまちづくりの推進

（1）ユニバーサルデザインの普及・啓発

だれもが住みやすいまちづくりを進めていくため、ユニバーサルデザインの考え方について普及・啓発を図ります。

（2）公共施設などの整備・改善

公共施設及び公共施設の身体障がい者用トイレ、多目的トイレやエレベーター、スロープ等の設置・改善を推進します。また、身体障がい者用駐車場の確保に努めます。

（3）道路・交通安全施設の整備

障がいのある人や高齢者等に配慮し、全ての町民が安心して使える交通安全施設の整備、安全な道路交通環境を築くための道路改良工事、信号機の新設、道路照明灯等の整備を推進します。

（4）移動環境の整備

障がいのある人や高齢者等の日常生活に必要な交通手段を確保するため、町民ニーズ等に配慮しながら、町民バス等の運行の管理に努めます。また、重度の障がいのある人の生活の利便性を図るため、移動支援事業などの地域生活支援事業を推進します。

（5）ヘルプカードの普及推進

障がいのある人が日常において困った時や緊急時・災害時に、周囲の配慮や支援を受けやすくする環境づくりのために、配布と常時の装着などヘルプカードの普及を推進します。

2 住まいの整備

(1) 公営住宅のバリアフリー化

高齢者や障がいのある人の入居に配慮し、公営住宅の建設・建て替えに際しては、バリアフリー設計・改修を進めていきます。

(2) 各種制度の周知

住宅改修等の経済的負担を軽減するための各種制度の周知と利用促進を図ります。

(3) グループホーム等の確保

障がいのある人の暮らしを支援するとともに、入所施設から地域生活への移行を促進する観点から、必要なグループホーム等の確保に努めます。

3 地域防災・安全対策の推進

(1) 防犯対策の充実

警察と地域住民、ボランティア組織との連携により、犯罪抑止につながる地域環境の整備を推進します。

(2) 防災意識の向上

講習会や防災訓練を通じて、障がいのある人を含めた地域住民の防災意識の向上を図ります。

(3) 緊急時における避難支援体制の整備

関係機関との連携を強化し、避難行動要支援者登録制度の実施や個別避難行動計画の策定を推進し、要援護者の情報の把握と防災情報の伝達、避難誘導等の支援体制の整備を図ります。

また、健康福祉センターや学校、認定こども園等の指定避難所での避難生活が困難な配慮者を受け入れる福祉避難所の拡充に努めます。

さらに、緊急時の避難支援に関するマニュアルを作成し、避難体制の整備を図るほか、個人情報保護に留意し、地区を担当する民生委員・児童委員と連携した支援を推進します。

(4) 自主防災組織の育成支援

町内会を単位とする自主防災組織の設立を支援し、関係機関との連携協力体制を強化して、障がいのある人や高齢者等の災害弱者に対する地域住民を中心とした支援体制の整備を図ります。

<本計画とSDGs>

SDGsとは、国連が定めた2030年までの開発目標で、「地球上の誰一人取り残さない」をスローガンに、現在も、そして子どもや孫の世代も、豊かな暮らしができ、発展していけるような社会を実現するために、世界全体で取り組んでいく目標です。

SDGsの17の目標(ゴール)のうち、障がいのある人に関連する課題解決のために、国主導で推進されている取り組みとして以下の事項があり、本計画においても、これらの課題解決につながるよう各施策事業を推進していきます。

○障害者雇用の推進

SDGsの目標1「貧困をなくそう」と目標8「働きがいも経済成長も」の達成に向けて国が行っている施策の例として、障害者雇用の推進があげられています。

○合理的配慮の提供や教員研修の改善

SDGsの目標4「質の高い教育をみんなに」達成に向けて、障害者教育の充実や教員研修の改善に向けた取り組みが行われています。

○差別解消の推進

SDGsの目標10「人や国の不平等をなくそう」で定められている差別解消に向けた取り組みとして、国は2016年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を制定しました。

○バリアフリーの推進

SDGsの目標11「パートナーシップで目標を達成しよう」達成に向けた取り組みとして、公共交通施設や建築物におけるバリアフリーの推進が行われています。



第5章 第7期障がい福祉計画・

第3期障がい児福祉計画

第1節 計画の基本理念と考え方

1 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の基本理念

第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画は、国の障害福祉計画・障害児福祉計画の策定に関する基本指針に即して、次の7つの基本理念に基づき、計画を策定するものとします。

- (1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- (2) 身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等
- (3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- (4) 地域共生社会の実現に向けた取組
- (5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援
- (6) 障がい福祉人材の確保
- (7) 障がい者の社会参加を支える取組

2 基本的な考え方

第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の基本的な考え方は、前述の基本理念を踏まえつつ、次の3つの基本方針のもとに、障がい福祉サービス及び相談支援の提供体制その他、数値目標及び確保すべきサービス量・確保のための方策を定める計画としています。

<基本方針>

- (1) 障がい福祉サービスの提供体制の確保
 - ① 地域で必要とされる訪問系サービスの保障
 - ② 希望する障がい者等への日中活動系サービスの保障
 - ③ グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
 - ④ 福祉施設から一般就労への移行等の推進
 - ⑤ 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障がい者に対する支援体制の充実
 - ⑥ 依存症対策の推進
- (2) 相談支援の提供体制の確保
 - ① 相談支援体制の構築
 - ② 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
 - ③ 発達障がい者等に対する支援
 - i 発達障がい者等への相談支援体制等の充実
 - ii 発達障がい者等及び家族等への支援体制の確保
 - ④ 協議会の設置等
- (3) 障がい児支援の提供体制の確保
 - ① 地域支援体制の構築
 - ② 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
 - ③ 地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進
 - ④ 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備
 - i 重症心身障がい児及び医療的ケア児に対する支援体制の整備
 - ii 強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい児に対する支援体制の充実
 - iii 虐待を受けた障がい児等に対する支援体制の整備
 - ⑤ 障がい児相談支援の提供体制の確保

第2節 前計画における成果目標の達成状況

第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画で設定した数値目標について、その達成状況は以下のとおりとなっています。

1 福祉施設入所者の地域生活への移行状況

令和5年度末までの数値目標として、施設入所者数の削減目標を1人、地域生活移行者数の目標を1人と設定していますが、令和4年度現在削減人数が2人となっています。

指標	基準	実績		見込値	考え方
	令和元年度	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末	
施設入所者数	8人	6人	6人	7人	国が定める基本方針に基づき数値を設定。
施設入所者削減見込		2人	2人	1人	削減人数 (令和元年—令和5年)
施設入所者のグループホーム等への地域移行者数		0人	0人	1人	国が定める基本方針に基づき数値を設定。

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

令和5年度末までの目標値に対して、「保健・医療・福祉関係者による協議の場」については、県のネットワーク会議を協議の場として準じた場合、令和4年度末現在ですべて目標値を達成しています。「精神障害者のサービス種別の利用状況」については、令和4年度末現在で地域定着支援利用者数が0人となっており、共同生活援助利用者数が9人となっています。

指標		項目	目標値	実績	目標値の考え方
保健・医療・福祉関係者による協議の場	保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数	令和3年度末	3回	3回	県のネットワーク会議を協議の場として準ずる。
		令和4年度末	3回	3回	
		令和5年度末見込	3回	3回	
	保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族の関係者ごとの参加者数	令和3年度末	6人	6人	県のネットワーク会議への参加者数で設定。
		令和4年度末	6人	6人	
		令和5年度末見込	6人	6人	
	協議の場における目標設定の評価の実施回数	令和3年度末	1回	1回	個別ケース課題において目標設定の評価の実施で設定。
		令和4年度末	1回	1回	
		令和5年度末見込	1回	1回	

指 標		項 目	目 標 値	実 績	目 標 値 の 考 え 方
精神障害者のサービス種別の利用状況	地域移行支援 利用者数	令和3年度末	0人	0人	利用実績に基づき数値を設定。
		令和4年度末	0人	0人	
		令和5年度末見込	0人	0人	
	地域定着支援 利用者数	令和3年度末	3人	0人	利用実績に基づき数値を設定。
		令和4年度末	3人	0人	
		令和5年度末見込	3人	0人	
	共同生活援助 利用者数	令和3年度末	24(8)*人	8人	利用実績に基づき数値を設定。
		令和4年度末	25(9)*人	9人	
		令和5年度末見込	26(10)*人	10人	
	自立生活援助 利用者数	令和3年度末	0人	0人	県内に事業所がなく、利用実績がないことから利用者数0で設定。
		令和4年度末	0人	0人	
		令和5年度末見込	0人	0人	

※共同生活援助の目標値はグループホーム利用者全体数で、()内はそのうち精がい障害者の利用者数で掲載、実績は精神障がい者のみの利用者数を掲載。

3 地域生活支援拠点における機能の充実

令和5年度末までの数値目標に対して、「地域生活支援拠点等を確保」は目標値の1か所を確保し、「地域生活支援拠点等の機能の充実に向けた検証及び検討の年間の実施回数」についても目標値どおりとなっています。

区 分	目 標 値	見 込 値	考 え 方
	令和5年度末	令和5年度末	
地域生活支援拠点等を確保	1か所	1か所	実績及び国が定める基本方針に基づき数値を設定。
地域生活支援拠点等の機能の充実に向けた検証及び検討の年間の実施回数	3回	3回	国が定める基本方針に基づき数値を設定。

4 福祉施設から一般就労への移行等

令和5年度末までの数値目標に対して、「福祉施設からの年間一般就労移行者数」については、令和4年度現在で目標値の1人を達成しています。「一般就労移行者のうち就労定着支援利用率」については未達成となっています。

指 標	基準	目標値	実績	見込値	目標値の考え方
	令和元年度末	令和5年度末	令和4年度末	令和5年度末	
福祉施設からの年間一般就労移行者数	1人	1人	1人	0人	実績及び国が定める基本方針に基づき数値を設定。
うち就労移行支援利用者数	1人	1人	1人	0人	実績及び国が定める基本方針に基づき数値を設定。
うち就労継続支援A型利用者数	0人	0人	0人	0人	実績に基づき数値を設定。
うち就労継続支援B型利用者数	0人	0人	0人	0人	実績に基づき数値を設定。
一般就労移行者のうち就労定着支援利用率	0%	70%	0%	0%	実績に基づき数値を設定。
就労定着支援による職場定着率	0%	0%	0%	0%	実績に基づき数値を設定。

5 障がい児支援の提供体制の整備等

令和5年度末までの数値目標に対して、「医療的ケア児の協議の場の設置」については目標値の1か所を設置していますが、それ以外の項目については該当する児童数の減少により未整備となっています。

指 標	項 目	目標値	見込値	目標値の考え方
		令和5年度末	令和5年度末	
児童発達支援センターの設置		1か所	0か所	実績及び国が定める基本方針に基づき数値を設定。
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築		1か所	1か所	実績に基づき数値を設定。
主に重症心身障がいのある児童を支援する事業所数	児童発達支援	1か所	0か所	実績に基づき数値を設定。
	放課後等デイサービス	1か所	0か所	実績に基づき数値を設定。
医療的ケア児の協議の場の設置		1か所	1か所	国が定める基本方針に基づき数値を設定。
医療的ケア児等コーディネーターの配置数	令和3年度末	1人	0人	国が定める基本方針に基づき数値を設定。
	令和4年度末	1人	0人	
	令和5年度末見込	1人	1人	

6 相談支援体制の充実・強化等

令和5年度末の目標値に対して「障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施」、「地域の相談支援体制の強化」のいずれの項目も目標値とおりとなっています。

指 標		項 目	目 標 値	実 績	目標値の考え方
障がい種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施		令和3年度末	実施	実施	実績に基づき数値を設定。
		令和4年度末	実施	実施	
		令和5年度末見込	実施	実施	
地域の相談支援体制の強化	相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	令和3年度末	1件※	1件※	/
		令和4年度末	1件	1件	
		令和5年度末見込	1件	1件	
	相談支援事業者の人材育成の支援件数	令和3年度末	1件	1件	
		令和4年度末	1件	1件	
		令和5年度末見込	1件	1件	
	相談機関との連携強化の取組の実施回数	令和3年度末	1回	1回	
		令和4年度末	1回	1回	
		令和5年度末見込	1回	1回	

(※目標値及び実績の件数は相談支援事業者の件数としています。)

7 障がい福祉サービス等の質の向上

令和5年度末の目標値に対して「障がい福祉サービス等に係る研修等への町職員の参加人数」については目標値の1人を達成していますが、「障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の分析結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する回数」については、令和4年度末現在で未実施となっています。

指 標		項 目	目 標 値	実 績	目標値の考え方
障がい福祉サービス等に係る研修等への町職員の参加人数		令和3年度末	1人	1人	実績に基づき数値を設定。
		令和4年度末	1人	1人	
		令和5年度末見込	1人	1人	
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の分析結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する回数		令和3年度末	0回	0回	年1回事業所との情報共有の協議の場で設定。
		令和4年度末	0回	0回	
		令和5年度末見込	1回	0回	

第3節 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画における成果目標

第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画では、計画に記載すべき事項として、計画の実施により達成すべき基本的な目標（成果目標）と目標達成に向けて定期的な状況確認を行うべき指標（活動指標）が定められており、数値目標及び必要なサービス量・確保のための方策を定める必要があります。

1 施設入所者の地域生活への移行

《国の考え方》

- ・令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が令和8年度末までに地域生活へ移行する
- ・令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減する

施設入所者の地域生活への移行については、地域の実情を踏まえて、令和8年度末の施設入所者数を5人、施設入所者の削減目標を1人に設定します。

指 標	基準	目標値	目標値の考え方
	令和4年度末	令和8年度末	
施設入所者数	6人	5人	国が定める基本方針に基づき数値を設定。
施設入所者削減見込		1人	削減人数（令和4年—令和8年）
施設入所者のグループホーム等への地域移行率		0.0%	国が定める基本方針に基づき数値を設定。

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

《国の考え方》

- ・保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数及び保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族の関係者ごとの参加者数、目標設定及び評価の実施回数の見込みを設定する
- ・精神障がい者のうち地域移行支援の利用が見込まれる利用者数を設定する
- ・精神障がい者のうち地域生活への移行後に地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助、自立訓練（生活訓練）のそれぞれの利用が見込まれる利用者数を設定する

保健・医療・福祉関係者による協議の場については、県のネットワーク会議を協議の場としてこれまでの実績を基に開催回数や参加人数を設定します。精神障がい者のサービス種別の利用状況についても、利用実績を基に設定します。地域移行支援及び地域定着支援、自立生活援助、自立訓練（生活訓練）については実績もないことから設定しません。

指 標		項 目	数 値	目標値の考え方
保健・医療・福祉関係者による協議の場	保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数	令和6年度末	3回	県のネットワーク会議を協議の場として準ずる。
		令和7年度末	3回	
		令和8年度末	3回	
	保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族の関係者ごとの参加者数	令和6年度末	6人	県のネットワーク会議への参加者数で設定。
		令和7年度末	6人	
		令和8年度末	6人	
	協議の場における目標設定の評価の実施回数	令和6年度末	1回	個別ケース課題において目標設定の評価の実施で設定。
		令和7年度末	1回	
		令和8年度末	1回	
精神障がい者のサービス種別の利用状況	地域移行支援利用者数	令和6年度末	0人	地域に事業所がなく、利用実績がないことから利用者数0で設定。
		令和7年度末	0人	
		令和8年度末	0人	
	地域定着支援利用者数	令和6年度末	0人	地域に事業所がなく、利用実績がないことから利用者数0で設定。
		令和7年度末	0人	
		令和8年度末	0人	
	共同生活援助利用者数	令和6年度末	10人	利用実績に基づき数値を設定。
		令和7年度末	10人	
		令和8年度末	10人	
	自立生活援助利用者数	令和6年度末	0人	地域に事業所がなく、利用実績がないことから利用者数0で設定。
		令和7年度末	0人	
		令和8年度末	0人	
	自立訓練（生活訓練）利用者数	令和6年度末	0人	地域に事業所がなく、利用実績がないことから利用者数0で設定。
		令和7年度末	0人	
		令和8年度末	0人	

3 地域生活支援拠点における機能の充実

《国の考え方》

- 地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討する
- 令和8年度末までに、市町村又は圏域において、強度行動障害を有する者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進める

地域生活支援拠点については仙南圏域に1か所を整備しており、その機能の充実に向けた検証等でも、これまでの実績を踏まえ年2回の実施を定めます。また、新たにコーディネーターの配置等について1人、強度行動障がい者を有する者に関する支援体制整備について令和8年度末までに1か所の整備に向けて検討します。

指 標	項 目	目 標 値	目 標 値 の 考 え 方
地域生活支援拠点等の確保	令和6年度末	1か所	複数自治体による仙南圏域で多機能型の面的整備で実施済み。
	令和7年度末	1か所	
	令和8年度末	1か所	
コーディネーターの配置等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制構築	令和6年度末	1人	実績及び国が定める基本方針に基づき数値を設定。
	令和7年度末	1人	
	令和8年度末	1人	
地域生活支援拠点等の機能の充実に向けた検証及び検討の年間の実施回数	令和6年度末	2回	実績及び国が定める基本方針に基づき数値を設定。
	令和7年度末	2回	
	令和8年度末	2回	
強度行動障がい者を有する者に関し、町又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制整備を推進	令和6年度末	0か所	令和4年度時点で未整備。令和8年度を目途に複数自治体による仙南圏域で整備
	令和7年度末	0か所	
	令和8年度末	1か所	

4 福祉施設から一般就労への移行等

《国の考え方》

- 令和8年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.28倍以上にする。そのうち、就労移行支援事業は1.31倍以上、就労継続支援A型事業は概ね1.29倍以上、就労継続支援B型事業は概ね1.28倍以上を目指す
- 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とする
- 就労定着支援事業の利用者数は、令和3年度の実績の1.41倍以上とする
- 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とする

福祉施設から一般就労への移行等については、福祉施設からの年間一般就労移行者数については地域の実情を基に0人を設定しています。地域の支援ネットワークの強化等について仙南圏域で実施し、就労定着支援事業については利用実績を基に令和8年度に2人を設定するとともに、事業所等の体制の整備については圏域を含めて検討していきます。

指 標	基 準	目 標 値	目 標 値 の 考 え 方
	令和4年度末	令和8年度末	
福祉施設からの年間一般就労移行者数	0人	0人	実績及び国が定める基本方針に基づき数値を設定。
うち生活介護からの移行者数	0人	0人	実績及び国が定める基本方針に基づき数値を設定。
うち自立訓練（機能訓練）からの移行者数	0人	0人	実績及び国が定める基本方針に基づき数値を設定。
うち自立訓練（生活訓練）からの移行者数	0人	0人	実績及び国が定める基本方針に基づき数値を設定。
うち就労移行支援事業利用者数	0人	0人	実績及び国が定める基本方針に基づき数値を設定。
うち就労継続支援A型事業利用者数	0人	0人	実績に基づき数値を設定。
うち就労継続支援B型事業利用者数	0人	0人	実績に基づき数値を設定。
地域の支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会等（就労部会）等を設けて取組を推進	実施	実施	仙南圏域で実施
指 標	基 準	目 標 値	目 標 値 の 考 え 方
	令和3年度末	令和8年度末	
就労定着支援事業の利用者数	1人	2人	実績に基づき数値を設定。
一般就労移行率5割以上の事業所の割合	0.0%	0.0%	町内に事業所がないため判定なし
就労定着率7割以上の就労定着支援事業所の割合	0.0%	0.0%	町内に事業所がないため判定なし

5 障がい児支援の提供体制の整備等

《国の考え方》

- 令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置する
- 令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する
- 令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上確保する

児童発達支援センター、障がい児インクルージョンの推進体制、主に重症心身障がい児を支援する事業所の各項目については、令和8年度までに仙南圏域での実施を検討します。

医療的ケア児の協議の場の設置及びコーディネーターの配置については仙南圏域で実施しており、実績を基に配置人数を2人に設定します。

指 標	項 目	目 標 値	目 標 値 の 考 え 方
		令和8年度末	
児童発達支援センターの設置		1か所	令和4年度時点で未設置。令和8年度を目途に仙南圏域での設置を検討。
障がい児インクルージョンの推進体制〈保育所等訪問支援を利用できる体制の構築〉		実施	令和4年度時点で未実施。令和8年度を目途に複数自治体による仙南圏域で実施。
主に重症心身障がいのある児童を支援する事業所数	児童発達支援	1か所	令和8年度を目途に複数自治体による仙南圏域で実施。
	放課後等デイサービス	1か所	令和8年度を目途に複数自治体による仙南圏域で実施。
医療的ケア児の協議の場の設置		1か所	令和4年度時点で実施済。仙南圏域で実施。
医療的ケア児等コーディネーターの配置数	令和6年度末	2人	令和4年度時点で実施済。仙南圏域で実施。
	令和7年度末	2人	
	令和8年度末	2人	

6 相談支援体制の充実・強化等

《国の考え方》

- 令和8年度末までに、市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する
- 協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する

基幹相談支援センターについては仙南圏域で1か所実施しており、地域の相談支援体制の強化においても、仙南圏域のアサンを基本に相談支援体制の強化を図ります。

また、自立支援協議会での事例検討体制は仙南圏域として1部会を設置しており、事例検討、参加事業者、専門部会等については実施に応じて体制の確保を図ります。

指 標		項 目	目 標 値	目標値の考え方
基幹相談支援センターの整備		令和6年度末	実施	令和4年度時点で実施済。 仙南圏域で実施。
		令和7年度末	実施	
		令和8年度末	実施	
地域の相談支援体制の強化※	相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	令和6年度末	60件	仙南圏域として実施。
		令和7年度末	60件	
		令和8年度末	60件	
	相談支援事業者の人材育成の支援件数	令和6年度末	36件	仙南圏域として実施。
		令和7年度末	36件	
		令和8年度末	36件	
	相談機関との連携強化の取組の実施回数	令和6年度末	36回	仙南圏域として実施。
		令和7年度末	36回	
		令和8年度末	36回	
	個別事例の検証回数	令和6年度末	3回	仙南圏域として実施。
		令和7年度末	3回	
		令和8年度末	3回	
主任相談支援専門員の配置数	令和6年度末	1人	令和5年度時点で配置済。 仙南圏域として実施。	
	令和7年度末	1人		
	令和8年度末	1人		
協議会での事例検討する体制の確保			1か所	令和4年度時点で実施済。 仙南圏域で実施。

※相談支援体制の強化は、仙南圏域としての目標値となります。

指 標		項 目	目 標 値	目 標 値 の 考 え 方
自立支援協議会での事例検討等	協議会での事例検討回数	令和6年度末	3回	実績に基づき数値を設定。
		令和7年度末	3回	
		令和8年度末	3回	
	参加事業者・機関数	令和6年度末	15 機関	実績に基づき数値を設定。
		令和7年度末	15 機関	
		令和8年度末	15 機関	
	専門部会の設置数	令和6年度末	1 部会	実績に基づき数値を設定。
		令和7年度末	1 部会	
		令和8年度末	1 部会	
	専門部会の開催数	令和6年度末	5回	実績に基づき数値を設定。
		令和7年度末	5回	
		令和8年度末	5回	

7 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

《国の考え方》

- 令和8年度末までに、市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築する

障がい福祉サービス等の質の向上については、障がい福祉サービス等に係る県研修等へ年に1人の町職員が参加するとともに、障害者自立支援審査支払等システムについては令和8年度に向け実施及び共有体制を整備していきます。

指 標		項 目	目 標 値	目 標 値 の 考 え 方
障がい福祉サービス等に係る研修等への町職員の参加人数		令和6年度末	1人	実績に基づき数値を設定。
		令和7年度末	1人	
		令和8年度末	1人	
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有	実施の有無	令和6年度末	無	体制を構築し、令和8年度末には分析結果を共有できるよう数値を設定。
		令和7年度末	無	
		令和8年度末	無	
	共有回数	令和6年度末	0回	
		令和7年度末	0回	
		令和8年度末	0回	

8 発達障がい者・児等に対する支援

《国の考え方》

- ・ペアレントトレーニング^{※6}などの発達障がい者等の家族等に対する支援体制を確保する。

発達障がい者等に対する支援については、県が開催する発達障がい者支援プログラム等研修等への参加に向けて、保健福祉課や学校、認定こども園等が連携した体制づくりで取り組みます。

※⁶ : 主に発達障害の子どもをもつ保護者が子どもとのより良いかかわり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、子育てができるよう支援する保護者向けのプログラム。

第4節 障がい福祉サービスの充実

【現状と課題】

障がいのある方が住み慣れた地域で自立した社会生活を送るには、個別のニーズに応じたサービスが質・量ともに確保される必要があります。

令和5年度アンケート調査の結果で、日常生活において、日常生活のことについて「自分でできる」という割合が7割近くとなくなりましたが、訪問系サービスや日中活動系サービスなどでの利用は増加傾向にあります。

また、町では家族と同居している障がいのある人が多数を占め、介助している家族の6割近くが60歳以上となっており、高齢化する介護家族の負担軽減や「親亡き後」を見据え、引き続き訪問系サービスや日中活動系サービスの提供体制の確保を図るとともに、共同生活援助（グループホーム）など障がいのある方の居住の場を確保していく必要があります。

【事業内容】

1 訪問系サービス

（1）居宅介護（ホームヘルプ）

日常生活に支障のある身体・知的・精神に障がいのある人、障がいのある児童を対象に、居宅において入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

（2）重度訪問介護

重度の障がい者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

（3）行動援護

重度の知的・精神の障がいのある人、障がいのある児童が行動するときに、自傷、異食、徘徊などによる危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

（4）同行援護

移動に著しい困難のある視覚障がいのある人を対象に、外出時における移動の援護や、移動に必要な情報提供を行います。

（5）重度障害者等包括支援

介護の必要性が高い人を対象に、事業者が「サービス利用計画」に基づいて、居宅介護（ホームヘルプ）等の複数のサービスを包括的に提供します。

【見込量】

			実績		見込	計画		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	利用者数 (人/月)	実績	8	7	15	15	15	15
		計画	8	9	10			
	サービス量 (時間/月)	実績	105	135	410	410	410	410
		計画	220	240	260			
＜算定根拠＞令和5年度に利用が増加しており、それを基準に見込みます。								
重度訪問 介護	利用者数 (人/月)	実績	0	0	1	2	2	2
		計画	0	0	0			
	サービス量 (時間/月)	実績	0	0	38	76	76	76
		計画	0	0	0			
＜算定根拠＞令和5年度の利用実績と今後の利用ニーズを踏まえて見込みます。								
行動援護	利用者数 (人/月)	実績	0	0	0	0	0	0
		計画	0	0	0			
	サービス量 (時間/月)	実績	0	0	0	0	0	0
		計画	0	0	0			
＜算定根拠＞これまで利用者はなく、計画期間中の利用はないと見込みました。								
同行援護	利用者数 (人/月)	実績	1	1	1	1	1	1
		計画	1	1	1			
	サービス量 (時間/月)	実績	13	12	15	15	15	15
		計画	15	15	15			
＜算定根拠＞これまでの実績を基に見込みます。								
重度障がい 者等包括支 援	利用者数 (人/月)	実績	0	0	0	0	0	0
		計画	0	0	0			
	サービス量 (時間/月)	実績	0	0	0	0	0	0
		計画	0	0	0			
＜算定根拠＞これまで利用者はなく、計画期間中の利用はないと見込みました。								

【見込量の考え方】

訪問系サービスにおいては、第6期で訪問介護と重度訪問介護で利用の増加がみられるほか、同行援護の利用者が継続していくことを見込み、第7期の利用見込み量を定めます。

第7期においても町内及び近隣市町村のサービス提供事業者の活用を図るとともに、新たなニーズに対しても、必要なサービス提供体制の確保に努めます。

2 日中活動系サービス

(1) 生活介護

常に介護を必要とする人に、障がい者支援施設等の施設で、入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動、生産活動の場を提供します。

(2) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

(3) 就労選択支援（新規）

障がいのある人の希望や能力に合う仕事探しを支援し、関係機関との橋渡しを担うサービスを行います。（令和7年度中に施行予定）

(4) 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、身体機能又は就労に必要な知識及び能力の向上に必要な訓練を行います。主に特別支援学校の卒業生の利用が見込まれます。

(5) 就労継続支援（A型・B型）

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

① 就労継続支援A型 （雇用型）	利用者と事業者が雇用関係を結び、生産活動その他の活動の場を提供し、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
② 就労継続支援B型 （非雇用型）	一定の賃金水準のもとでの継続した就労の場を提供し、雇用への移行に向けた支援を行います。

(6) 就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題解決に向けて、必要な支援を行います。

(7) 療養介護

医療を必要とし、常時介護を必要とする障がいのある人に、医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。

(8) 短期入所（福祉型・医療型）

自宅で介護している人が病気などの理由で一時的に介護できない場合等に、短期間支援施設に入所することにより、夜間も含めた、入浴、排せつ、食事等の支援を行います。

【見込量】

			実績		見込	計画		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	利用者数 (人/月)	実績	10	9	11	11	11	11
		計画	14	15	16			
	サービス量 (利用日数/月)	実績	180	184	235	235	235	235
		計画	290	300	310			
＜算定根拠＞令和5年度に利用が増加しており、それを基準に見込みます。								
自立訓練 (機能訓練)	利用者数 (人/月)	実績	0	0	0	0	0	0
		計画	0	0	0			
	サービス量 (利用日数/月)	実績	0	0	0	0	0	0
		計画	0	0	0			
＜算定根拠＞これまで利用者はなく、今後も利用はないと見込みました。								
自立訓練 (生活訓練)	利用者数 (人/月)	実績	4	2	0	2	2	2
		計画	2	2	2			
	サービス量 (利用日数/月)	実績	27	16	0	16	16	16
		計画	18	19	20			
＜算定根拠＞利用の増減を勘案し、利用実績の平均を基に見込みます。								
就労選択 支援	利用者数 (人/月)	実績	/	/	/	/	0	0
		計画	/	/	/			
＜算定根拠＞新たなサービスであるため今計画中は利用がないと見込みました。								
就労移行 支援	利用者数 (人/月)	実績	2	4	2	3	3	3
		計画	2	3	4			
	サービス量 (利用日数/月)	実績	21	61	20	40	40	40
		計画	20	30	40			
＜算定根拠＞利用の増減を勘案し、利用実績の平均を基に見込みます。								
就労継続 支援(A型)	利用者数 (人/月)	実績	1	2	3	3	3	3
		計画	1	1	1			
	サービス量 (利用日数/月)	実績	22	41	47	47	47	47
		計画	20	20	20			
＜算定根拠＞利用が増加傾向にあり、令和5年度の実績を基に見込みます。								

			実績		見込	計画		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労継続支援(B型)	利用者数(人/月)	実績	28	31	45	50	50	50
		計画	27	30	33			
	サービス量(利用日数/月)	実績	499	549	963	1,070	1,070	1,070
		計画	590	600	610			
<算定根拠>令和5年度に事業所の開所があり利用増加傾向から、今後の利用ニーズを踏まえて見込みます。								
就労定着支援	利用者数(人/月)	実績	1	1	1	1	1	1
		計画	3	3	3			
<算定根拠>これまでの実績を基に見込みます。								
療養介護	利用者数(人/月)	実績	6	7	7	7	7	7
		計画	6	6	6			
<算定根拠>利用が増加傾向にあり、令和5年度の実績を基に見込みます。								
短期入所(ショートステイ)(福祉型・医療型)	利用者数(人/月)	実績	1	1	6	6	6	6
		計画	4	4	4			
	サービス量(利用日数/月)	実績	2	7	81	81	81	81
		計画	15	15	15			
<算定根拠>利用が増加傾向にあり、令和5年度の実績を基に見込みます。								

【見込量の考え方】

日中活動系サービスにおいては、生活介護や就労移行支援、就労継続支援(A型)及び(B型)、療養介護での利用が増加傾向にあり、また、近隣市町村における施設の開所に伴い短期入所が大幅に増加しています。これら利用の増加しているサービスについては、町内及び近隣市町村の事業者により十分なサービス提供の確保を図ります。

令和5年度実施のアンケート調査でも、障がいのある人の就労への移行は高くなっていることから、就労の場を確保するために就労移行支援や就労選択支援、就労継続支援、就労定着支援のサービス提供の充実に努めるとともに、企業に対して障がいのある人の雇用を働きかけていきます。

今後も既存のサービス提供事業者を通じたサービス提供体制の確保を図るとともに、新規参入を検討する事業者に対しては、ニーズ量に関する情報提供を行い、事業者の参入を促進します。

3 居住系サービス

(1) 自立生活援助

障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がいのある人や精神障がいのある人などに対して、障がいのある人の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。

(2) 共同生活援助（グループホーム）

介護を必要とせず、就労しているか、または自立訓練・就労移行支援事業等を利用している身体・知的・精神の障がいのある人を対象に、主に夜間や休日において、共同生活を行う住居において、相談や日常生活上の援助を行います。

地域での自立生活を希望する対象者に対して、一定期間の体験型グループホームの利用を通して、自立生活への支援を行います。

(3) 施設入所支援

介護を必要とする身体・知的・精神の障がいのある人を対象に、入所施設において夜間を主に入浴・排せつ・食事の介護・生活等に関する相談、助言等の支援を行います。

【見込量】

			実績		見込	計画		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	利用者数 (人/月)	実績	0	0	0	0	0	0
		計画	0	0	0			
＜算定根拠＞これまで利用者はなく、今後も利用はないと見込みました。								
共同生活援助 (グループホーム) 重度障がい者含む	利用者数 (人/月)	実績	22	23	26	26	26	26
		計画	24	24	24			
＜算定根拠＞共同生活援助のうち重度障がい者は3名で、実績より見込んでいます。								
施設入所支援	利用者数 (人/月)	実績	6	6	6	6	6	5
		計画	7	7	7			
＜算定根拠＞これまでの実績と地域移行の成果目標1人削減から令和8年度に5人と見込みました。								

【見込量の考え方】

居住系サービスの利用状況では、共同生活援助（グループホーム）の実績（重度障がい者含む）が増加傾向で推移し、施設入所支援の実績も安定した利用となっています。

障がい者の地域生活への移行を推進するため、相談者の意向を把握し、関係機関の協力を得ながら、利用者のニーズに応じたサービスの確保を進めていきます。

4 指定相談支援サービス

(1) 計画相談支援（サービス利用計画作成）

サービス利用について調整が必要な人に対して、サービス利用計画を作成します。
また、利用者のニーズや解決すべき課題に対応する支援方針を基に、適切かつ一体的な支援を受けられるよう計画を作成します。

(2) 地域移行支援

施設や病院に長期間入所・入院している人が、地域生活に移行できるよう住居の確保や新生活の準備等の相談支援を行います。

(3) 地域定着支援

単身で生活する障がいのある人や、地域生活に移行した長期入所者等に対し、安心して地域生活が継続できるよう、常時連絡体制の確保を行い、相談等の支援を行います。

【見込量】

			実績		見込	計画		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	利用者数 (人/月)	実績	13	13	13	13	14	15
		計画	12	13	14			
<算定根拠>これまでの利用実績及び利用ニーズを踏まえて、各年度1人増加で見込みます。								
地域移行支援	利用者数 (人/年)	実績	0	0	0	0	0	1
		計画	1	1	1			
<算定根拠>これまで利用実績はなく、近隣に事業がないが成果目標の地域移行を考慮し、最低限の利用を見込みました。								
地域定着支援	利用者数 (人/月)	実績	1	0	1	1	1	1
		計画	1	1	1			
<算定根拠>実績から計画量を見込みました。								

【見込量の考え方】

相談支援サービスにおいては、横ばい傾向で推移しており、今後も相談支援体制の確保に努めていきます。また、地域移行支援は令和8年度に1人の利用、地域定着支援は各年度1人の利用が見込まれますが、今後も新たな利用希望に対しては適切な対応を図ります。

5 その他の障がい福祉サービス

(1) 補装具費の支給

身体機能を補うため、継続して使用される補装具（義肢、装具、車いす等）の購入費や修理費についての給付を行います。

(2) 自立支援医療

身体に障がいのある児童、またはそのまま放置すると将来障がいを残すと認められる疾患がある児童の生活能力を得るための医療（育成医療）、身体に障がいのある人の障がいを除去・軽減するための医療（更生医療）、精神に障がいのある人が入院しないで受ける医療（精神障害者通院医療）の提供を県と連携して行います。

(3) 療養介護医療

医療を必要とし、常時介護を必要とする障がいのある人に対し、医療機関での療養介護における医療行為の提供を行います。

6 障がい福祉サービスの見込み量確保のための方策

- ◇障がいのある人が安心して日常生活を送れるよう、家事援助や身体介護等を行う訪問系サービス体制の充実を図ります。
- ◇日中活動系サービスは、地域での自立した日常生活および社会生活を支えるために、サービス提供の基盤整備に取り組みます。
- ◇居住系サービスは、地域生活への移行や保護者の高齢化や「親亡き後」の課題に対応していく上で重要であり、共同生活援助の充実を図ります。
- ◇障がい福祉サービスの充実に向けて、近隣市町村の広域的な生活圈域レベルでの事業者参入を促すため、事業者に対し必要な情報の提供や助言等を行います。
- ◇計画相談支援の利用促進が図れるよう、民間事業者と連携し相談支援の提供体制の拡充に努めます。

第5節 地域生活支援事業

【現状と課題】

地域生活支援事業は、障害者総合支援法に基づき、区市町村や都道府県が主体となって、地域の特性や障がい者等の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的かつ効果的に実施するものです。地域生活支援事業には、法定必須事業および町が独自で基準を定めて実施する福祉サービスがあります。

障がいのある人への理解促進や、各種の相談支援、住居入居等の支援、移動支援等に関しては、令和5年度アンケート調査でもニーズの高い分野となっており、地域における障がいのある人の自立や、年齢的・精神的な不安を抱えている家族等の介護力を支える観点からも、地域生活支援事業の一層の充実を図っていく必要があります。

【事業内容】

1 必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

地域住民への働きかけを強化することにより、障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去し、共生社会の実現を図ることを目的として、障がい者等に対する理解を深めるための研修・啓発事業を行います。

(2) 自発的活動支援事業

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができる共生社会の実現を目的として、障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援します。

(3) 相談支援事業

①障害者相談支援事業

障がいのある人、又はその保護者等の相談に応じ、必要な情報提供等の便宜を供与することや権利擁護のために必要な援助を行い、障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援します。

②基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う、基幹相談支援センターについて、近隣市町村と連携し、設置に向けて検討していきます。また、地域の相談支援事業者間の連絡調整や関係機関の連携の支援などの事業を推進します。

【見込量】

		実績		見込	計画			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
理解促進・啓発事業								
理解促進・啓発事業	実施有無	実績	実施	実施	実施	実施	実施	実施
		計画	実施	実施	実施			
＜算定根拠＞これまで同様、広報活動等を実施していきます。								
自発的活動支援事業								
自発的活動支援事業	実施有無	実績	実施	実施	実施	実施	実施	実施
		計画	実施	実施	実施			
＜算定根拠＞これまでの実績を基に継続して実施します。								
相談支援事業								
障害者相談支援事業	実施か所数(か所)	実績	1	1	1	1	1	1
		計画	1	1	1			
＜算定根拠＞これまでの実績を基に相談機能を推進していきます。								
基幹相談支援センター	実施か所数(か所)	実績	1	1	1	1	1	1
		計画	1	1	1			
＜算定根拠＞これまでの実績を基に見込みます。								
相談支援機能強化事業	実施有無	実績	実施	実施	実施	実施	実施	実施
		計画	実施	実施	実施			
＜算定根拠＞これまでの実績を基に継続して実施します。								
相談支援事業								
住居入居等支援事業	実施有無	実績	実施なし	実施なし	実施なし	未定	未定	未定
		計画	実施なし	実施なし	実施なし			
＜算定根拠＞実績はありませんが、ニーズに対応できるよう実施していきます。								
成年後見制度利用支援事業								
成年後見制度利用支援事業	利用件数(件/年)	実績	2	1	0	2	2	2
		計画	3	3	3			
＜算定根拠＞利用の増減を勘案し、令和3年度の実績を基に見込みます。								
成年後見制度法人後見支援事業								
成年後見制度法人後見支援事業	実施有無	実績	0	0	0	0	0	0
		計画	0	0	0			
＜算定根拠＞これまでの実績はなく、今後も利用はないと見込みました。								

			実績		見込	計画		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
意思疎通支援事業								
意思疎通支援事業	利用者数 (人/年)	実績	0	0	0	0	0	0
		計画	0	0	0			
＜算定根拠＞これまでの実績はなく、計画期間中の利用はないと見込みました。								
日常生活用具給付等事業								
日常生活用具給付等事業	合計利用件数 (件/年)	実績	197	182	248	250	250	250
		計画	255	260	265			
＜算定根拠＞これまでの利用実績を踏まえて、令和5年度の実績を基に見込みます。								
移動支援事業								
移動支援事業	利用者数 (人/年)	実績	13	19	16	20	20	20
		計画	12	13	14			
	利用時間数 (時間/年)	実績	555	662	766	960	960	960
		計画	500	520	540			
＜算定根拠＞これまでの利用実績や利用時間の増加傾向を踏まえて見込みます。								
手話奉仕員養成研修事業								
手話奉仕員養成研修事業	利用者数 (人/年)	実績	0	0	2	2	1	1
		計画	4	4	4			
＜算定根拠＞令和5年度に2人の利用があり、今後の地域の実情を踏まえて令和7年度から最低限の1人を見込みます。								
地域活動支援センター事業								
地域活動支援センター事業	実施か所数 (か所)	実績	1	1	1	1	1	1
		計画	1	1	1			
＜算定根拠＞これまでの実績を基に継続して実施します。								

【見込量の考え方】

- ・理解促進・啓発事業及び自発的活動支援事業については各年度実施で見込んでいます。
- ・相談支援事業は、障害者相談支援事業及び基幹相談支援センターの1か所で見込んでいます。
- ・成年後見制度利用支援事業及び成年後見制度利用支援事業については、実績を踏まえて見込んでいます。
- ・意思疎通支援事業は、実績がないことから見込まないこととします。
- ・日常生活用具給付等事業（合計）は、各種用具等の利用実績を踏まえて最大250件の利用で見込んでいます。
- ・移動支援事業は、実績を踏まえて今後も利用の増加が見込まれることから最大20人で

見込んでいます。

- 手話奉仕員養成研修事業は、令和5年度に2人の利用があり、今後の利用ニーズや地域の実情を考慮して令和7年度から最低限の1人を見込んでいます。
- 地域活動支援センター事業は、各年度同じく1か所で見込みます。

2 任意事業

(1) 日中一時支援事業

見守り等の支援が必要な障がいのある人を一時的に預かる場所を提供し、介護者の一時的な休息の確保や就労支援を図ります。

(2) 自動車運転免許取得・改造費助成事業

障がいのある人が就労等の社会活動へ参加するために必要な自動車運転免許取得費用の一部を助成します。また、肢体不自由等身体に障がいのある人に対しては、自動車改造の費用の一部を助成します。

(3) 巡回支援専門員整備事業

発達障がい等に関する知識を有する専門員が、子どもや保護者が集まる施設・場への巡回や教室の開催等により、保護者と地域の支援者に対する助言等を行い、保護者の情緒面のサポート等包括的な支援環境を提供します。発達障がいやその特性のある子どもを地域全体で支えていく「インクルーシブな支援」を図ります。

【見込量】

		実績		見込	計画			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
その他の地域生活支援事業（任意事業等）								
日中一時支援事業	利用者数 (人/年)	実績	5	3	3	5	5	5
		計画	8	8	8			
	利用回数 (回/年)	実績	427	257	273	430	430	430
		計画	600	600	600			
＜算定根拠＞これまでの利用実績及びニーズから見込みました。								
自動車運転免許取得・改造費助成事業	利用件数 (件/年)	実績	0	0	0	1	1	1
		計画	0	0	0			
＜算定根拠＞これまでの利用実績から見込みました。								
巡回支援専門員整備事業	利用件数 (人/年)	実績	2	2	0	2	2	2
		計画						
＜算定根拠＞これまでの利用実績から見込みました。								

第6節 第3期障がい児福祉計画

【現状と課題】

「障がい児福祉計画」では、児童福祉法に基づく障がいのある児童を対象としたサービスに関する事業について、実施に関する考え方及び見込量、見込量確保のための方策を定めていくこととなります。障害児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービスについては利用が増加しており、個々の障がいのある児童のニーズを踏まえ、子育てについて十分に配慮しながら、支援の充実を図ります。

また、令和5年度アンケート調査でも示されたとおり、障がいのある児童については、乳幼児期から就学、卒業後の進路に至るまで切れ目のない支援ができるよう、保健・医療、福祉、教育のさらなる連携を図るとともに、福祉サービス提供事業所の確保に努めるなど子どもの成長段階に合わせた継続した支援を目指していくよう体制を充実していきます。

【事業内容】

1 児童福祉法に基づくサービス

(1) 障害児相談支援

児童の保護者から依頼を受けた指定障害児相談支援事業者が、支給決定前に「障害児支援利用計画案」を作成し、支給決定後にサービス事業者等との連絡調整等を行い、「障害児支援利用計画」の作成を行うほか、一定期間ごとに支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、「障害児支援利用計画」の見直しを行います。

(2) 障害児通所支援

①児童発達支援

療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がい児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

②医療型児童発達支援

肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障がい児を対象に、児童発達支援及び治療を行います。

③居宅訪問型児童発達支援

重度の障がい等のために外出が著しく困難な障がい児を対象に、障がい児の居宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

④放課後等デイサービス

小学校から中学、高校までの学校に通う障がい児を対象に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。

⑤保育所等訪問支援

児童指導員や保育士が、保育所や児童が集団生活を営む施設等を定期的に訪問し、障がい児本人や保育所等のスタッフに対し、障がい児が集団生活に適應するための専門的な支援を行います。

(3) 障害児入所支援

①福祉型障害児入所支援

障がい児について、入所により日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適應訓練等を行います。

②医療型障害児入所支援

知的障がい児、肢体不自由児、重症心身障がい児について、入所により日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適應訓練、治療等を行います。

【見込量】

			実績		見込	計画		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児 相談支援	利用者数 (人/月)	実績	1	1	4	5	5	5
		計画	3	3	3			
	＜算定根拠＞令和5年度に利用が増加しており、今後の利用ニーズを踏まえて見込みます。							
児童発達 支援	利用者数 (人/月)	実績	1	2	2	3	3	3
		計画	1	1	1			
	サービス量 (利用日数/月)	実績	3	6	5	8	8	8
		計画	1	1	1			
＜算定根拠＞これまでの利用実績や今後の利用ニーズを踏まえて見込みます。								
医療型 児童発達 支援	利用者数 (人/月)	実績	0	0	0	0	0	0
		計画	0	0	0			
	サービス量 (利用日数/月)	実績	0	0	0	0	0	0
		計画	0	0	0			
＜算定根拠＞県内に事業所がないため、計画期間中の利用はないと見込みました。								

			実績		見込	計画		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅訪問型児童発達支援	利用者数 (人/月)	実績	0	0	0	1	1	1
		計画	0	0	0			
	サービス量 (利用日数/月)	実績	0	0	0	1	2	2
		計画	0	0	0			
<p><算定根拠>新たな事業所の参入と利用ニーズを踏まえて各年度 1 人の利用で見込んでいます。</p>								
放課後等デイサービス	利用者数 (人/月)	実績	3	2	6	7	8	9
		計画	1	3	4			
	サービス量 (利用日数/月)	実績	31	17	68	79	90	102
		計画	4	8	28			
<p><算定根拠>令和5年度に利用が増加しており、今後の利用ニーズを踏まえて各年度 1 人の増加で見込みます。</p>								
保育所等訪問支援	利用者数 (人/月)	実績	0	0	2	3	3	3
		計画	0	0	0			
	サービス量 (利用日数/月)	実績	0	0	4	6	6	6
		計画	0	0	0			
<p><算定根拠>令和5年度に利用が生じているとともに、新たな事業所の参入と利用ニーズを踏まえて各年度 3 人の利用で見込んでいます。</p>								

【見込み量の考え方】

- 障害児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービスについては利用が増加しており、令和5年度の利用実績や今後の利用ニーズを踏まえて利用を見込みます。
- 居宅訪問型児童発達支援については、新たな事業所の参入から第3期計画では1人の利用を見込みます。
- 保育所等訪問支援については、令和5年度に利用が生じているとともに、新たな事業所の参入から継続しての実施を見込みます。
- 医療型児童発達支援、障害児入所支援については、これまでの利用実績もなく、身近に利用できる事業所も少ないことや送迎のサービスがないと利用に結びつかないことを踏まえて第3期は利用はないと見込みました。

2 子ども子育て支援法に基づく支援

(1) 早期療育体制の充実

乳幼児健康診査や相談活動等で支援が必要とされた乳幼児に対して、療育相談や指導など、早期療育体制を充実します。

(2) 障がい児保育の充実

こども園、幼稚園での障がい児の受け入れ体制の充実と、研修を通じ職員の障がい児への理解を深めます。

(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ事業）

放課後、就労等のために父母や祖父母が家にいない家庭の小学生について、遊びや生活の場を提供することで、仕事と子育ての両立および児童の健全育成を支援します。

3 障がい児福祉計画における見込み量確保のための方策

◇乳幼児健診等をきっかけとして療育に関する相談が始まることが多いため、子育て支援等、保護者を支えていくための連携をさらに強化し、新たな利用者の出現に際して適切な対応を図るとともに、児童福祉法に基づくサービス提供体制の確保に取り組んでいきます。

◇子ども・子育て支援法に基づく支援については、早期療育体制の充実をはじめ、障がい児保育、放課後児童クラブでの対応の充実を図ります。

第7節 地域自立支援協議会

仙南広域圏において共同で設置している「仙南地域自立支援協議会」(資料 1 掲載)で、地域における支援体制の問題点や課題等をもとに、障がいのある人を相談支援するネットワークの充実を図るために、労働部会及びくらし支援部会による協議等を行います。

第8節 虐待防止への取り組み

関係機関と連携し、仙南地域自立支援協議会の持つ機能を活用しながら障がい者などに対する虐待の未然の防止に努めるとともに、虐待が発生した場合、迅速かつ適切な対応や再発の防止に取り組みます。

また、虐待防止センターの機能充実を図り、関係機関との連携により相談支援の体制を強化するとともに、虐待防止に向けた理解啓発を推進しながら、虐待の未然防止と早期発見に努めます。

また、障害者差別解消法に基づき、行政機関である町においても、事務事業の実施にあたって必要かつ合理的な配慮に努めます。

第6章 計画の推進

第1節 計画の推進体制

1 庁内推進体制の確立

本計画の内容は町行政の広範な分野にわたっているため、福祉・保健の分野を中心に関係各課による庁内の推進体制を確立し、既存施設の効果的な利用とサービスの充実に努めます。

2 国・県・近隣市町村との連携

本計画に定めた各種事業の推進にあたっては、国・県・近隣市町村との連携を図り、仙南広域圏で協議を進めながら総合的な施策の推進に取り組みます。

3 当事者団体等との連携

本計画における施策の推進にあたっては、各当事者団体や障がいのある人々の意見に配慮しながら推進していきます。

4 地域での障がい者理解を深めるための啓発と地域の力の活用

地域の住民や企業に対して、障がいに対する正しい知識の普及啓発に努め、障がい者理解の促進を図るとともに、共に生きる社会の実現を目指して地域の力を活用します。

5 障がい福祉計画における見込み量の確保

障がい福祉サービスについては、希望する利用者の把握と、提供するサービスの周知に努めるとともに、仙南広域圏での調整によりサービスの充実に努めます。

県が実施する相談支援従事者研修、サービス管理責任者研修、居宅介護従事者養成研修等への関係者の参加を促し、サービスの質の向上及び担い手の養成を図ります。

地域生活支援事業については、既存サービスの一層の充実に努めるとともに、関係機関・団体等と連携し、必要な人材の確保に努めます。

就労に関しては、関係機関との連携による障がい者雇用に対する理解促進に努めるとともに、障がいのある人の自立を支援する環境づくりを推進していきます。

第2節 計画の進行管理と評価

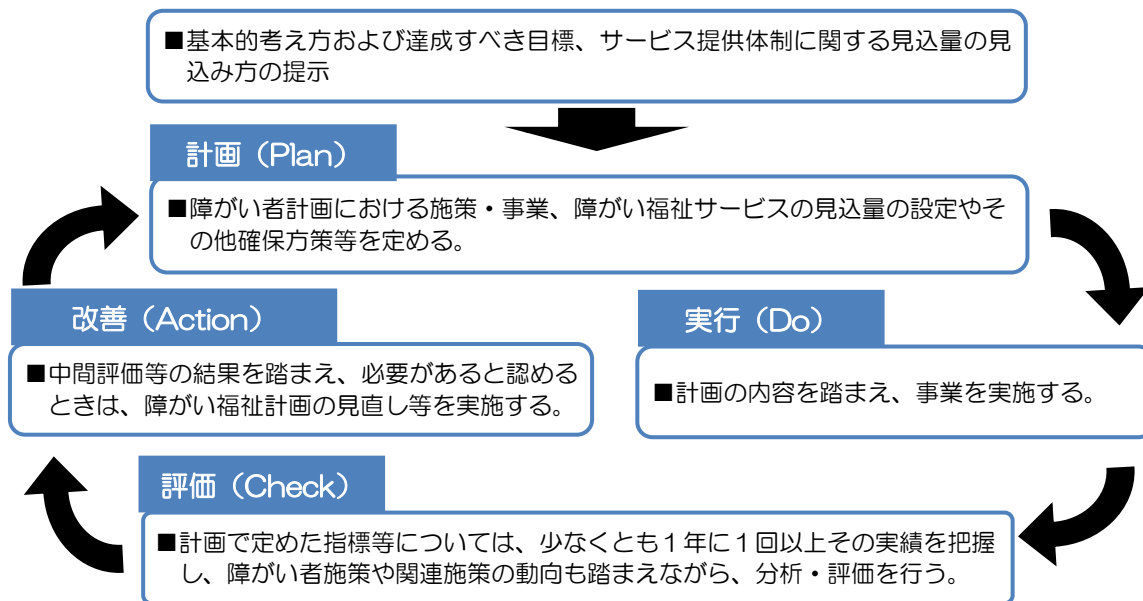
1 計画の進行管理

地域自立支援協議会において、本計画にかかる施策・事業の円滑な推進を図るとともに、進捗状況の把握と評価を行い、障がいのある人のニーズに沿ったサービスの確保に努めます。

2 計画の評価・点検

本計画の評価については、PDCA サイクルにより、各年度、計画に定める数値目標等の検証を行い、関係機関等への報告を行うとともに、課題事項については翌年以降の施策実施へと反映します。

<PDCAサイクルのプロセス>



資料編

1 仙南地域自立支援協議会組織図



2 川崎町第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条及び児童福祉法第33条の20に基づく川崎町第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画の策定にあたり、広く町民の意見を反映させるため、川崎町第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、川崎町第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画の策定について協議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員10名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学職経験を有する者
- (2) 社会福祉を目的とする事業者
- (3) 福祉関係団体の代表者
- (4) 関係行政機関等の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、令和6年3月31日までとする。

(委員及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者を出席させ、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

4 用語解説

あ

医療的ケア

医師の指導の下に、保護者や看護師が日常的・応急的に行っている経管栄養、たんの吸引等の医療行為のことです。

か

QOL

治療や療養生活を送る患者さんの肉体的、精神的、社会的、経済的、すべてを含めた生活の質を意味します。病気による症状や治療の副作用などによって、患者さんは治療前と同じようには生活できなくなることがあります。

権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障がいのある人などに代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うことです。

高次脳機能障害

病気（脳血管障がい、脳症等）や事故（脳外傷）によって脳が損傷されたために言語・思考・記憶・学習等の面で起こる障がいのことです。脳の中の障がいのため、一見してその症状を認識することが困難であり、周囲に十分な理解を得られないことが多いとされています。

さ

自閉症

社会性の障がいや他者とのコミュニケーション能力に障がい・困難が生じたり、こだわりが強くなる神経発達障がいの一つです。

社会福祉協議会

社会福祉法に基づきすべての都道府県・市区町村に設置され、地域住民や社会福祉関係者の参加により、地域の福祉推進の中核としての役割を担い、地域福祉活動推進のための様々な活動を行っている非営利の民間組織のことです。

障害者虐待防止法

障がいのある人の虐待の禁止、予防と早期発見による虐待の防止、養護者への支援等を講じるために制定された法律。虐待を受けたと思われる障がいのある人を発見した場合は、速やかに市町村や都道府県に通報する義務も定められています。

障害者基本計画

障害者基本法に基づき、障がい者施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画のことです。

障害者基本法

障がい者施策を推進する基本原則とともに、施策全般について基本的事項を定めた法律。国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障がいのある人に関わる施策の基本となる事項を定め、障がいのある人の自立と社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動への参加の促進を規定し、「完全参加と平等」を目指すことを目的としています。

障害者権利条約

障がいのある人の人権及び基本的自由の享有を確保し、固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がいのある人の権利の実現のための措置等について定める条約のことです。我が国は平成 26 年 1 月に同条約を批准しました。

障害者差別解消法

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の通称。障害者基本法の基本理念に沿って、障がいを理由とする差別を解消するための措置について定めた法律のことです。

障害者総合支援法

平成 25 年 4 月 1 日から、「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」とされ、障がいのある人の定義への難病等を追加や、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などが実施されました。

情報アクセシビリティ

年齢や障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどりつけ、利用できることです。

身体障害

身体機能に何らかの障がいがあり、日常生活に制約がある状態を指します。身体障害者福祉法では、①視覚障害、②聴覚・平衡機能障害、③音声・言語・咀嚼機能の障害、④肢体不自由、⑤内部機能の障害の五つに分類されています。

生活習慣病

生活習慣が発症原因に深く関与していると考えられている高血圧、脂質異常症、糖尿病などの疾患の総称です。

精神障がい

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律では、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障がい、精神病質その他の精神疾患を有する者と定義されています。

成年後見制度

認知症高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人など、判断能力が不十分であるために法律行為における意思決定が不十分または困難な人について、その判断力を補い保護支援する制度。法定後見制度と任意後見制度の二つからなります。

た

地域活動支援センター

障がいのある人に創作的活動・生産活動の機会を提供することにより、社会との交流を促進し、自立した生活を支援する施設です。

地域自立支援協議会

障がいのある人が障がいのない人と共に暮らせる地域をつくるため、障がい福祉に係る関係機関が情報を共有し、地域の課題解決に向けて協議を行うための会議です。

知的障がい

知的機能の障がいが発達期（おおむね 18 歳まで）にあらわれ、継続的に日常生活や社会生活に支障がある状態のことです。

特別支援学級

主に小中学校で、特別な支援を要する児童・生徒のために設けられた学級です。平成 19 年 4 月 1 日からの特別支援教育完全実施により、これまでの特殊学級に代わって、「特別支援学級」という名称になりました。

特別支援教育

障がいのある児童・生徒の自立と社会参加を支援するため、日常生活や学習上の困難を改善または克服するよう、適切な指導や必要な支援を行う教育です。

な

内部障がい

疾患などによって内臓の機能が制限される状態で、心臓機能、呼吸器機能、腎臓機能、ぼうこう・直腸機能、小腸機能、肝臓機能、免疫機能などに障がいのあることです。

難病

厚生労働省の難病対策で取り上げられている疾患。原因不明、治療方法未確立であり、かつ、後遺症を残すおそれが少なくない疾病のことです。平成 25 年 4 月から障害者総合支援法に定める障がい者（児）の対象に、難病等が加わり、障がい福祉サービス、相談支援等の対象となりました。

ノーマライゼーション

障がいのある人や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動する社会こそが本来のあるべき姿という考え方のことです。

は

発達障害

乳児期から幼児期にかけて発達の遅れや機能獲得の困難さが生じる心身の障がいで、通常、自閉症、アスペルガー症候群などの広汎性発達障害、学習症、注意欠如多動症その他これらに類する脳機能の障がいのことです。

バリアフリー

公共の建築物や道路、個人の住宅等において、高齢者や障がいのある人の利用にも配慮した設計のことです。車いすで通行可能な道路や廊下の幅の確保、段差の解消、手すり、点字の案内板などがあります。

PDCA

Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）という過程によって業務を継続的に改善していく政策サイクルのことです。

ペアレントトレーニング

主に発達障がいの子どもをもつ保護者が子どもとのより良いかわり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、子育てができるよう支援する保護者向けのプログラムのことです。

ペアレントメンター

発達障がい児（者）の子育て経験のある親であって、その経験を活かし、発達障がいのある子ども（発達障がいの特性がある場合も含む。）を育てている親などの相談・情報提供を行う者のことです。

や

ユニバーサルデザイン

年齢、性別、国籍、能力等に関わらず、できるだけ多くの人が利用しやすい施設、製品、環境等のデザインに配慮した生活環境とする考え方です。

ら

ライフステージ

人間の一生を、誕生してから死に至るまでのそれぞれの過程における生活史上の段階に沿って、乳幼児期、学童期、青年期、壮年期、高齢期などに分けたものをいいます。

リハビリテーション

心身に障がいのある人の全人間的復権を理念として、障がいのある人の能力を最大限に発揮させ、その自立を促すために行われる専門的技術のことです。

療育

発達障がいなど、さまざまな障がいをもつ子供が社会的に自立することを目的として行われる医療と保育のことです。

療育手帳

知的障がいがあると判定された人に対して交付されるもので、一貫した指導・相談を行うとともに、各種のサービスが受けやすくなります。

川崎町第4期障がい者計画
第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

令和6年3月

編集／川崎町 保健福祉課

〒981-1501 宮城県柴田郡川崎町大字前川字北原 23 番地 1

TEL 0224 (84) 6008 FAX 0224 (84) 6090
